

平成27年第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第96号

平成27年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成27年12月7日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成27年第4回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月8日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 関 洋 三	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

12番 三 好 勝 利	13番 大 西 豊
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、12番、三好勝利君、13番、大西豊君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可しますので、前へお願いします。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。私の家の裏のクヌギや栗の木は、まだ葉っぱがついております。この間、雨が降って、大風が吹いて、全部落ちるかと思ったんですけど、まだついております。ちょっとここ二、三日冷え込みましたので、私のところのナンテンとかセンリョウとか、ようやく真っ赤に色づいてまいりました。

さて、私の一般質問はいつも3問あって、質問時間30分を丸ごと使わせていただいています。それに懇切丁寧な御答弁をいただいている、これへのお礼を申し上げたい。

とりわけ実績や統計分析して、表やグラフに表現してくれている事務方に心よりお礼を申し上げます。

きちんと説明されて、我々議会側が仕組みをある程度理解してたら、もめることは物すごく少なくなるだろうと思います。的確に表現されて、伝わっているということが大事なだろうと思います。私たちがそれを理解し、解釈する力量が問われるということになるでしょう。

まず、最初の質問は、タイトルを申し上げます。合併後10年間で本町住民生活と地域社会はどのように変遷したのか。その合併協定の実績トレースを求める、であります。

本町が3町合併して新しいまんのう町が発足したのは平成18年3月でした。本年は平成27年であり、10年目の真っ最中です。

合併協議会では旧3町の現状と課題を持ち寄って、新町をどのようにつくり上げるのか、真剣な検討が行われました。 (三好勝利議員着席 午前9時33分)

合併後の調整はどのような課題を克服し、何をなし遂げて、何と格闘中であり、何を積み残しているのか、町長の現時点で掌握していることの説明を求めます。

合併構想は合併協定書に添付された新町建設計画にまとめられました。これに基づいた実績トレースで御報告していただくのがわかりやすいかと思います。これは可能な限り実績の増減や県内市町村の順位などの数値情報によることを求めます。100の指標香川や香川県市町村ランキングとかの項目の変化によるのが最も普遍的で客観性が示せるだろうと思います。

地方創生が次の焦点であることは誰もが賛同することでしょう。しかし、これまでの10年間の歩みを振り返り、点検しないでは、次の10年の構想は到底立てられないと思います。町長の合併10周年の記念式典では、これの総括した挨拶になろうかと想定いたします。

私は、旧町地域間の相互理解が進み、円満な町政運営をもたらし、意思決定や施策の遂行手法の基礎はほぼ固まったと見ています。地道に人の発言に耳を傾ける町長の慎重で穏当な姿勢が、旧町地域の無用のあつれきや不信感を払拭したものと心より敬服申し上げます。

来年度に開催の見込みとなっている合併記念式典と記念事業の立案を前にして、新しいまんのう町がこの10年間に住民生活の福利厚生をいかに手厚くし、地域社会の活用をどのように引き出したのか、その総括した答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

竹林議員の1番目の質問は、合併後10年を経過するに当たり、合併協定で合意した新町建設計画の達成状況の総括についての御質問でございます。

新町建設計画では、主要指標として人口と世帯数の目標を掲げており、平成27年の目標値は、それぞれ人口2万人、世帯数6,200世帯といたしております。

これに対して、平成27年1月1日時点では、それぞれ人口1万9,556人、世帯数7,397世帯となっております。人口では約450人目標を下回っているものの、世帯数では目標より1,200世帯上回っております。

また、階層別人口では、平成27年の実数が若年人口2,321人(11.8%)、生産年齢人口1万711人(54.8%)、高齢者人口6,524人(33.4%)となっており、平成19年に比べて少子高齢化が進んでいる状況が見てとれます。

人口の増減について、平成25年のデータで県下の自治体と本町を比較しますと、人口増加率はマイナス7.3%で県下6位となっております。

内訳といたしましては、自然増加率がマイナス6.8%で第9位、社会増加率がマイナス0.5%で5位となっており、人口減少率は県内では低い自治体となっております。

数値が示すように、転入転出者数が拮抗しております。この要因の一つとして、出生率が上げられます。1,000人当たりの出生数は8.3人で県下第4位、合計特殊出生率も1.63人で県下3位となっております。これは、本町が子育てしやすい環境づくりを推進したことで、若年夫婦や子育て世代の転出を抑え、転入者を呼び込むことに成功したことで数値を大きく押し上げたものと考えております。

しかしながら、旧町別に平成19年と平成27年の常住人口の値を比較しますと、人口増加率は満濃地域がマイナス2.0%、仲南地区がマイナス7.5%に対し、琴南地区がマイナス16.0%と大きく減少しており、琴南地区は過疎、高齢化の進展が著しく進行いたしております。

この対策としては、琴南地区に対し現在進めておりますことなみ未来会議を軸に、住民が主体となって実施する地域活性化策を支援していきたいと考えております。

教育委員会関係では、学校教育の充実として授業力、指導力の向上を図るとして、小学校1年生から中学校3年生までの1クラス35人以下学級への取り組みを県下に先駆けて実施いたしました。

次に、国際理解教育、情報教育として、外国人講師による幼児期の英語と小学校1年生からの英語学習に取り組み、中学生は海外派遣事業としてシンガポールへのホームステイによる異文化交流と語学学習への関心を高める教育を推進いたしております。

また、ICT教育に向けたタブレット型端末の導入を推進し、激変する高度情報通信技術の活用を図っております。

授業力、指導力の向上といたしましては、平成21年度に教育委員会事務局内に教育研究所を設け、自立への教育に向け教師力の向上を図る教師塾を開講しており、教育会で大変著名であります大阪大学教授の志水宏吉先生による学力調査や、学習院大学教授、佐藤学先生による講演、東京大学教授、秋田喜代美先生による指導、講演など、最先端の教育環境創造に努めているところでございます。

次に、教育環境整備では、仲南地区における幼保連携認定こども園の新設や、小中学校の耐震化率は100%として、全ての学校は空調完備としました。

また、順次、計画的に大規模改修の実施を進めており、残すところあと1校は既に実施設計業務委託を行っておるところでございます。

そして、合併後最も大きな事業となりました日本で初めてのPFI手法による満濃中学校及び複合施設建設と維持管理の導入に取り組みました。過程においては想定外の出来事で悪戦苦闘いたしましたが、結果的にはよい方向に軌道修正が進んでいると考えております。

次に、子供支援の充実では、気になる子に対する支援として、香川県内で初めての専門施設となります早期支援教育センター「たむ」の設置と、早期支援教育コーディネーター

による児童、保護者、学校への支援に積極的に取り組んでおり、主に小中学校の問題を抱える児童、保護者を対象に、スクールソーシャルワーカーによる支援を実施いたしております。

次に、社会教育課関係においては、町内に社会教育施設として7公民館があり、合併前より地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしております。合併以降もそれを継承し、社会教育学級、講座実施数では、平成25年度においては県内3位であり、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学習機会の提供に努めております。今後は、地域住民のためにコミュニティー、サービスを総合的に提供する拠点となるよう推進してまいります。

さらに、住民の長年来の強い要望でありました町立図書館も、平成25年度に開館して以降、平成27年10月末現在で来館者数は20万人を超え、図書貸出冊数では県下一人当たり最多とのことであり、さらなる住民のニーズに合った図書館運営に努めてまいります。

あわせて、町民体育館でありますスポーツセンターまんのうや、昨年4月にオープンしたまんのう天文台は、スポーツや科学の分野で、今後、さらに子供や若者及び働き盛りの世代も含めて地域住民全体が気軽に集える施設として、生涯学習の推進に寄与していくものと考えております。

また、新町建設計画として財政計画を平成18年度から平成27年度までの10カ年として作成し、合併後、計画に基づき町の一体性の速やかな確立、均衡ある発展、公共的施設の統合等に資する事業としての合併特例債を有効に活用した合併特例事業を実施し、まちづくりを進めてまいりました。

主には、情報基盤整備事業により、最大の情報収集機器であるテレビがアナログからデジタル放送に移行することから生じる難視聴地域の解消として、全町くまなく光ファイバー網敷設を行い、山間地域でも都会と同じインターネット環境と、あわせて全ての世帯に告知端末機器を導入しました。

これは行政放送のみならず、大災害発生のおそれが生じる場合に、避難情報を発信することで住民の命と財産の保全に大きく寄与するものと考えております。

特に、最大の危機となるであろう南海トラフを震源とした巨大地震に至っては、緊急地震速報をいち早く伝達する仕組みづくりを行ったところでございます。

次に、県下3番目の面積において、山間地域が7割を占める中での脆弱な公共交通網による交通弱者救済対策として、県下で初めての全町内を対象としたデマンド交通システムを構築いたしました。

まんのう町は合併10年を迎えているところですが、旧3町が合併により一体化していかねばならない必要性、また、旧3町地域が個別に抱える問題点、これは地域特性と言える部分もあり、特性を生かした独自の取り組みも必要となり、総合戦略にも地域別の項目を加えたところでございます。

御質問では、可能な限り実績の増減や県内市町の順位などの数値情報をもととしての説明を求められているところですが、全てを網羅することは膨大な説明になることから、以上を要点説明とさせていただきます。

竹林議員も御承知のように、10月10日の四国新聞による県下市町の幸福度アンケートでは、本町が三木町に次いで2番目に幸福度が高いとのことでした。このことから、1件のマスコミデータではありますが、本町の行政方針は住民に一定の理解をいただいていると考えております。

今後、地域性も含めた情勢分析に努めながら、誰もが住みたい、住み続けたいまちづくりに改めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御支援賜りますようお願い申し上げます。竹林議員の1番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 本町の基本的な状態とか、町政が実施したことは報告されましたが、何を積み残し、何が課題なのかは一言もおっしゃってないんで、成果を総括して、そしてこれに向かうんだというところを語っていただくのが私の質問の意図でございます。

申し上げますと、確かに私ども社会増が多い町となっていて驚く限りです。四条の交差点の通行量たるや目もくらむばかり。交通事故が圧倒的に多い。交流人口は産直市や温泉や国営公園を束にすると、これは200万人に達しようかという壮大な人が訪れている町であります。ところがお金が落ちない。お金を落とすためにはどうしたらええんやと。このあたりが地方創生で論議されたいらいいんだろうと思います。

それから教育は、教育研究所をつくって「たむ」を設立しという、土曜塾をやったり、非常に卓抜です。大した見識を發揮されておいでて、五つの公民館が機能して、地域社会の人々のつながりを結び、文化祭は単独だけでは物足りず、全体でもやろうとするこの熱意、敬服に値する驚くばかりの地域性を發揮しております。

社会福祉協議会の地域福祉のあの事業報告、福祉保険課長が委託事業で、町が社協に委託してるものを町政報告に載せてくれといたら、膨大な事業量が報告されていて、我が町民たちは生き生きと息づいている。確かにすばらしい。

しかし、よく考えてみましょう。町内から町外に仕事に行く率は圧倒的に県内で高い。町内に仕事がない。農業総生産額は48億円しかない。工業出荷額は280億円である。実は、通勤者と工業の町になっていて、土地利用だけ農業なんです。これへのケアをどうするのか。こうした町をヘリコプターの上から俯瞰した形での課題と積み残しを語っていただきたいわけでございます。

私がざっと申し上げますと、企業の3要素は資本、土地、人、この三つです。経済発展をするのはこの三つが要る。人の問題はよくよく論議されている。資本の問題は公的融資、公的資金調達の手は山ほどある。農村整備局の施策一覧表をネットでごらんください。ありとあらゆる公的資金がある。総務省の地域力創造グループの施策は何にでも使える。ソフ

ト事業もいける。過疎債を使ったら、ハードだけじゃない。基金積み上げたら何でもいける。土地もある。しかし上手に使われていない。この土地を、町全体をどのように区分けして使うのか、その構想のコンセンサスが要るのではないかと思います。

仮に大胆に申し上げれば、国道32号の縦の木峠から向こうは環境と森林と農業でいい。馬背峠の向こうは、七箇は農業と自然と水源、森林でいいでしょう。高屋原から南は、長炭は、そうした景観と自然環境を保全する農業、林業を中心にしたものでやって、そこから以北は小さな桑山を削り飛ばして、固定資産税が上がる宅地にして、いろいろ利用価値を上げられませんか。

高篠、家が建って建って建ち回りよる。四条は車が往来して、危なくて役場の前は人が渡れん。商業サービス立地の可能性は極めて大きい。東予へ行ける。吉野川は中上流へ行ける。多度津へ、善通寺へ、丸亀へ、坂出へ、高松へ、どこへでも行ける銀座4丁目のような、パリのシャンゼリゼのような立地かと私は可能性を信じとるわけです。

こうした土地利用の構想を話し合いませんか。町長さん、こうした課題、そして私が多々申し上げているのは、医療費が高いのと、介護保険代の一人当たり単価が香川県でトップじゃ。これは何とかせないかん。住民賢くして節約、これは大きな課題でしょうね。

教育、保育、種々順調に、交通も、この10年、議会もたくさん審議し、町民一体となって格闘した成果は明らかです。しかし、積み残された課題は大きい。積み残し課題について、町長の答弁を求めます。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

今、竹林議員さんのほうから、この10年間で積み残した事業につきまして、いろいろ多々御指摘をいただきました。それらを総括して、今後、また方針を決めていきたい、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 まとまるどころを見て決断する町長の姿勢が濃厚でありまして、何ら見解はおっしゃいませんが、課長さん方、お頼み申す。町長に総合的なプランを提案し、手足となって働いていただきたい。この力が結集されて、これまでの10年間があったんだろうと思います。

うちはちょっとお金が積み増し過ぎで、お金が遊んでおる。お金が循環しないとデフレになる。町民経済のためには、財政はもっと多量に資金調達して、町内に循環する考えに回っていただくことも必要かと思えます。これを申し添えて、次の第2番に移りたいと思えます。

○関洋三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、竹林議員の2番目の質問を許可いたします。始めてください。

○竹林昌秀議員 第2番目は、TPP農業合意をどのように掌握しているのか、本町の独自対策を問うであります。よろしく申し上げます。

次いで私の質問は、ＴＰＰ農業合意の内容が明らかになってきた、これへの本町の対応を問います。

政府の対策案も少しずつ報道されている。ガットウルグアイランドの農業合意のときは、農業振興地域への公共投資をふやしたにすぎなかった。温泉すら農業構造改善建てられたことは記憶に新しい。今回はその反省が大きく、インフラ整備に農水省が動くことはなさそう。本町ではガット農業合意のときに６兆円が全国にばらまかれた中で、何が講じられたのか。その成果と問題点、積み残した課題を問います。この反省と評価なしには着手できないはずだ。

町長はＴＰＰ農業合意をどのように把握しているのか。酪農、肉牛、養鶏、穀物、果樹、葉菜類、果菜、根菜、林業とかの領域ごとに想定される影響を御説明いただきたい。

そして、県とどのような協議を行っているのか、県と知恵をどのように交換しているのか、この途中経過を知りたい。

自民党の対策案と政府対策要綱、農水対策は３，０００億円台半ばと新聞は報じております。農業を攻めに転じ、輸出に力を注ぐと書かれておる。これに対して本町はどのように対応するのか、これへの見解を問いたい。

さらには、町長の農政への最高の諮問機関、知恵袋は農業委員会であります。農業委員会へＴＰＰをめぐる県との協議内容は説明されておるのかどうか。農業委員会の見識をいかに引き出すのか。私は本町の独自対策の提案が出てくることを期待しております。まだであれば、町長から農業委員会へ諮問する予定はあるのか、その心づもり、時期の答弁を求める。以上、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の第２問目の質問にお答えいたします。

ＴＰＰ農業合意をどのように把握しているのか、本町の独自対策を問うということでございます。

政府は、１１月２５日、安倍晋三首相ら全閣僚による環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）総合対策本部の会合を開き、農業の強化策や中小企業の支援策を盛り込んだ総合的なＴＰＰ関連政策大綱を決定し、ＴＰＰを成長戦略の柱といたしました。

特に農林水産物では、ＴＰＰの発効で安い海外製品の輸入がふえる可能性があり、国内生産者を保護するなど、緊急性の高い一部の施策は２０１５年度補正予算案に盛り込む方向で、年内にＴＰＰの影響試算を公表する方針であります。

大綱では、ＴＰＰを活用し、中堅中小企業の海外進出や農林水産物の輸出拡大を促す、インフラ輸出の増加も狙う、各項目の数値目標も設けるとしております。

農林水産分野では、農地の大区画化や施設の導入支援策を実施する、米や牛・豚肉などの重要５項目には影響緩和策を用意するとしております。

なお、ＴＰＰ総合対策本部の会合に先立って、農林水産業・地域の活力創造本部の会合も開き、農林水産分野の対策を議論もしており、農林水産分野の対策は詳細な議論を続け、

16年秋までに骨太方針を策定する予定となっております。

また、11月17日に、自民党も「農政新時代～努力が報われる農林水産業の実現に向けて」を発表いたしました。時宜を得た適切なものと考えております。

なお、本町の独自対応については、政府や香川県の対策を見きわめながら、適正に独自対応を実施してまいります。

もう既に麦の分野では、11月24日に麦作農家を中心に新たなまんのう町営農組合が設立され、今後は米作農家も加わる予定になっております。

また、畜産分野では、27年度中に畜産クラスター事業に取り組む予定といたしております。今後とも、議員各位の深い御理解と御支援をお願い申し上げます。

次に、農業委員会への対応でございますが、農業委員会の大きな仕事は、農地を守り、有効利用を図ることでございます。高齢化などで耕作できない農地がふえ、誰が引き受けるか、多くの地域で切実な課題となっております。農家を励ましながら、担い手を確保し、農地を維持していくことは、農村地域の環境を守っていく上でも大切な役割でございます。

そういった中で、TPPに対する国の方針としては、農地の集約化、大規模化を行って経営を効率化し、流通改革を行い、輸出戦略を策定、実行することであります。町内の意欲ある農業者が大規模化と経営の効率化を推し進められるように、農地等の利用調整の相談に乗り、実行していくことが重要であると考えております。そのために、TPPに関する情報や国の対策を十分に把握していくとともに、見識者を招聘し、まんのう町の農業を守るために研究することは大切なことだと考えております。

農業委員会法第6条第3項に規定されている業務に、意見の公表、建議及び諮問に対する答申があります。この業務は、農業委員会の行政機関としての性格ではなく、農業者の公的代表機関としての性格を前面に押し出したもので、地域内の農業及び農業者に関する全ての事項について意見を公表したり、行政庁に建議し、また、行政庁の諮問に応じて答申する業務でございます。

今、真に農業者や地域の農業の立場に立って、その進むべき方向とこれを実現するための政策のあり方を明らかにしていくことは、農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会の極めて大きな役割でございます。

TPPへの対応については国、県からの対策等を見きわめた上で適切な時期に判断すべきと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 TPPのマスコミ報道を、私、ちょっと新聞を切り抜いたんですけども、全く記載のないのが林業、材木です。林業は崩壊している。私は大工の息子ですから、森林がいかに魅力あり役に立つものか知っております。

どういうことかという、農業よりも二十何年早くほぼ完全自由化してしまったわけです。それでベイマツ、ベイツガ、タイワンヒノキとかカナダ、ソ連のシラカバとか、そんなのが入ってきてしまって、価格に対応できない。そして山村の人口が減ったと。

一つは建材としての材木を売って食べていく道が閉ざされ、エネルギー革命で木炭の利用価値がなくなった。それで山の落ち葉が堆肥で使用されることがなくて、化学肥料化したということです。貿易の自由化が山村を過疎に追い込んだと、私は政府の大失敗だと思っています。

それで、今回のを見ると、米と畜産は手厚いです。私が税金をやっていたときに、牛肉は輸入課徴金を課していた。輸入額の48%を課徴金をかましあげて、それを畜産事業団が金をもって、肥育農家に分配してた。じゃあ牛肉の肥育農家は赤字にならなくて、黒字にする必要はなかった。その課徴金の分配で食べていけた。それぐらい手厚いことをやってきたのが、じわじわじわじわ下がってきて、今回です。林業の二の舞を踏むのではないかとの懸念はあります。野菜は直接外国物の野菜を日本人が食べる必要はないでしょうけど、つれ安とかそういうことは考えられるでしょう。オレンジの自由化、バナナが入ってきてどうなったかという、農水省が予測したほど、所得水準が上がってても、日本人は果物を食べなかったということが大きくて、それは影響は少ないでしょう。ただ、つれ安影響はあると一般に報じられていますよね。

私がこの質問を用意したのは、産業経済にとっては非常に無理な質問だったと思う。答えようがない質問です。産業経済課の現状は、アスパラガスを何件の農家がつくって、売り上げが幾らで、どこへ出荷して、競合先が埼玉県なのか、徳島県なのか知らない。タマネギの様子も知らない。一品ずつ職員がその市場環境なり産業構造を理解していて、やっと対策が打てる。

政府のTPP大綱、これを見て、どこをうちの町が穴埋めしたか、うちの町役場が、今、意見を出せるわけがない。現状をつかんでいない。申し上げれば、産業経済課の町政報告、中身がほとんどない。会議した、出張した、農地の転用だけ。産業の状態、町民の経済がまるっきり表現されていない。職員がそれに関心を持ってないです。まずそこからです。それをもって農業委員会に、商工委員会に現状を説明する資料が出れば、みんな、現場の感覚は持っているから意見は出ます。見識ある先生を呼んできて、講演会と学習会、視察に金出したらいい。地域振興系の基金をいっぱい持つてる。住民を賢くすることだ。お金もうけに意欲を持たせる住民をいかに育てるか。幸いにして、産業経済課長は社会教育の大家であります。中国まで太鼓を連れて行って育てた名人であります。諸団体を育成する手腕において、これ以上の人材はないと考える。学習する農業者、意識啓発、意欲を持つ、可能性を信じ、情報調達する農家の育成をTPPを機会にお願いしたい。

それから、これへの町長の答弁、または課長の答弁を求めます。

○関洋三議長 担当課、産業経済課長、高橋守君。

○高橋産業経済課長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

なかなか産業経済課で一つ一つの作物の状況というのがわかりかねるといいますか、大方はJAさん、農協さんのほうで流通しておりますので、そちらのほうの数値にはなるうかと思えます。我々、もっともっと勉強せないかんですけれども、なかなかその時間がと

れておりません。今後は一つ一つの作物についても、現場を見ましたり、市場を見ましたりして、情報を仕入れて勉強してまいりたいと思います。

農業委員さんにつきましても、いろいろな情報を提供いたしまして、また講師の方も招聘いたしまして研修を重ねてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 そのような路線で進めていただいたらいいんですけど、農協のアスパラ部会の人に来てもらって、アスパラの現況をしゃべってもろたらいいんです。普及センターに、担い手対策の現状とか、そんな大家を呼ばなくて、現状を知っている人たちを呼んでお勉強会にさせていただいたら、我々も傍聴させていただいて、お勉強会のところは。県の農業改良普及会議、中讃の普及会議、そうしたところにうちの農業委員会が出た話、そういうのをいかに持ち込むかでしょうね。

一つ提案です。政府の担い手対策は認定農業者、農業生産法人、そして集落営農です。集落営農はリーダーに恵まれ、ある条件が整わないかんから、なかなか難しい。ごそごそ、そこそこやってます。農業生産法人もじわじわできてます。一遍にいかん。認定農業者です。年間450万円。野菜やったら担当30万円か50万円ぐらいがやっとな。新規就農の人が野菜で食べていこうと思ったら、1町2反ぐらい野菜つくらな、1町5反かそこら、これは無理や。死んでしまう。設備投資は5年間の新規就農のあれでまあまあできるんですけどね。問題は新たな認定農業者と、この政府の担い手3本柱は、私、立派と思います。東京で学者先生が理論的に考えたそのとおりで、それがこれからの農業だと思います。

しかし、うちの町はまだ10年か15年か20年かかる。私の少し上のベビーブーム世代の人たちは、みんな小さいときから農業をやっとる。タケノコ掘ってから学校へ行きよった。梨の出荷の時期は、夏休みじゅう、日に日に梨ちぎって出荷しよった。作物を栽培するスキルはないけど、トラクターは使える。親が農業しよったから、農地を人に簡単に出さん、これが現状です。

我が役場の退職者たちは一生懸命農地を集めて田んぼをしよる。こいつらが、親が残したコンバインがめげたときに、認定農業者やったら援助してもらえるけど、無理や。定年退職者が75まで、私の父が75まで大工して高いところに上りました。75まで農業をできるとしたら、15年できるから、その設備投資を支援するように、認定農業者に準じた対策が要る。

それから職人さんや非正規労働の人、こういう人たちは農業と兼業がいい。ヤンマーの農機具の営業をしながら柿つくって、あれで息子、娘を2人大学へやるというふうな家庭がいっぱいありました。兼業です、香川県は。専業農家路線は正しいが、星空のかなたにある。目の前の10年、15年をどうやるのか。

銀行や全国レベルの香川県を代表する企業に就職できた人は、専業勤労者で食べていける。しかし、皆さん、モータース屋に勤めたり、スーパーで仕入れに走り回ったりしてい

るような人たちは、勤労所得だけで食べていけない。農業で100万円か150万円の上乗せがあれば、息子、娘を大学までやれる。(大西樹議員退席 午前10時12分)

どう考えてみても、香川県のこれからの10年、15年の農業は兼業中心であり続けるだろうと思う。私も農地を手放す気はない。及ばずながら、ひまわりつくったり、レンゲつくったり、実のなる野菜は私の技術ではようできん。でも花ぐらいいは咲かすことができる。集落営農の中で景観作物が要る、よっしゃ、わし、引き受けてやるわというのが現在の私です。

認定農業者の知事特認、これを県に持ちかけられないか。経済特区で認定農業者の厳格な理論的な水準より軽い認定農業者に準ずる支援対象の仕組みを提案できないか。農協の中で話し合っていたきたい。農業委員会で話し合っていたけないか。農業改良普及会議で話し合っていたけないか。議長提案で出せないか。町村会の要望で出せないか。県を動かそう。国に働きかけよう。

香川県は加賀平野とは違う。新潟の頸城平野とも違う。香川県の特異性を、香川県の兼業の営農類型を御提案申し上げて、町長、いかなる対応をされるのか、一言で結構です。御答弁をいただきたい。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

竹林議員さん御指摘のとおり、日本全国いろんな地域がございます。北海道、新潟と香川県が同じように農業施策をやっていたのでは、うまくいかないと思います。ただ、日本の今の政府の方針としては、日本一律いろんなことをやっておりますが、今後は香川県独自の農業を生かせるような政策等、国、また県等にも要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。(大西樹議員着席 午前10時14分)

○関洋三議長 それでは、竹林議員、2番目の質問をこれで終わります。

続きまして、竹林議員の3番目の質問を許可いたします。始めてください。

○竹林昌秀議員 3番目の質問は、ヒマワリ栽培とひまわり牛の現状と推進策を問うであります。

まず、ひまわり牛推進協議会の設立をいつまで先送りするのか、この日程を問います。端的に答えていただきたい。

知事さんに食べていただいて、関係者がそろい踏みしたのは昨年だった。その後、直ちに発足すべきだった。産業振興は勢いや流れがあって、その時期をとられると山を乗り越えることは難しい。役場の事情はそれはそれ。世の流れに乗り、潮流をつくり出す意欲が欲しい。

私から見ると、大して難しいこととは思えない。関係者が集まって、事業計画を承認すればよいわけだ。事業計画だって、売り上げ目標を達成するように、牛の数、生産量、作付面積、栽培農家数、これの数値調整を生産要素の量と役割分担を記せば、それで足りる。それさえしておけば、利害関係のある方は随意に相談し合って、自然に動いていける。町

がその結集をし、相談する場を設けんと動けんのだ。お墨つきを出しておけば、次々と関門があらわれて、その相談に乗り、情報を整理しながら、励まして、所管先へつないでいけばいい。

ことしになって予算化したけど、何の音さたもない。町長の決意表明と推進の具体策を求めます。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員の、ひまわり栽培とひまわり牛の現状と推進を問うの御質問にお答えいたします。

ひまわりの振興につきましては、7月13日、香川県庁において、ひまわり牛の試食会を開催し、浜田知事からは好印象の評価をいただいております。

また、7月19日には、ひまわり牛の振興に寄与した方々に対して感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

さらに、11月8日には、仲南地区文化祭において、ひまわりフォトコンテストの表彰式と展示を行ったところでございます。

議会におきましても、設立協議会への予算化もしていただいておりますので、適切な時期に協議会を開催し、事業の推進に邁進してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、御支援くださいますようお願い申し上げます。

次に、栽培の拡充策についてでございますが、平成26年度は1地区5ヘクタールの作付があり、平成27年度は4地区10ヘクタール余りの作付となっております。

ひまわり飼料のひまわり牛の生産における計算上の数値では、2ヘクタールから3ヘクタールで賄えることになっておりますが、議員も御承知のとおり、農作物は天候に左右されるところが大きく、ことしのひまわりは7月の台風の影響で不良となりました。ただ、作付地をふやし、それぞれの収穫時期を分散したので、ことしと来年のひまわり飼料は確保することができました。

今後は作付技術のマニュアル確立や、作付地の分散化と作付時期の多様化を図ることでの安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、ひまわり油の調理法について、まんのう町生活改善クラブにおいて、ひまわり油を使った料理開発を検討いただいておりますので、今後の研究結果が楽しみでございます。

次に、販路拡大戦略でございますが、県内のスーパーや県外スーパーも視野に入れた販売促進活動を積極的に展開してまいります。

いずれにいたしましても、ひまわり推進事業は本町の減反政策における農業振興において最も期待が高い事業であり、特にTPPによる農業の先行き不透明感を、このひまわりと、その付加価値を最大限に活用してまちおこしの起爆剤とする所存でございます。

つきましては、この一大事業を成功裏に展開するには人手が必要不可欠となりますので、職員体制につきましては、地域おこし協力隊をも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 経過報告はともかく、この場に及んで適切な時期を捉えてと、何月にとの明言もない。3月までもう4カ月を切つとる。いかがなものか。

町長の答弁で具体的なものは、地域おこし協力隊とか人的体制を考えるということであります。

私が産業経済課を見ておりますのに、あの陣容で商工業、観光、農業分野を掌握できるわけがない。頭数が足りん。県向いて書類を報告するんでもうやっつとや。耕作しよるところを見に行き、牛飼いよるところを見に行き、走り回らないかん。生産者と話せないかん。その人的体制が要る。新しいプロジェクトを動かす推進役は選任にしないと、日常のルーチンワークの中に埋没して、新しい施策は後回しになる。この典型がひまわり牛推進協議会だ。

手早くPFI問題を片づけよう。人が浮く。我が町の課題は社会保障の一人当たり単価を下げて、保険料を下げることと、産業振興であり、雇用の場をつくることであり、土地利用をいかにするかどうかろうと思います。

副町長、総務課長、いかなるところに人という人的資源を配分するのか、よくよくお考えいただきたい。

作付拡充のために、次の手だてを求めます。栽培要綱の改定を行い、団地要件を緩和して、小規模栽培からも育成できるようにする。作付助成と収穫助成の二本立てを併用する。作付であったら、できんでももらえるんです。収穫だけにしたら厳し過ぎていかん。そのバランスを年度を変えて、こういう給付行政は毎年変えても構わんです、経済政策ですから。経済政策は、毎年、数字いじたっていいです。それから助成基準をかき上げする。農業委員会と提携して、あらゆる農業系統の会議で推進する。農家である町長がみずからの農地で率先して作付する。議会人たちは、もう数人、ひまわり植えんか言いよる。ひまわり議会となるかもしれん。ひまわりだけで我が町の命運を託すわけにはいかんが、これだけ話題性があり、とある県内スーパーでは、全店舗でひまわり牛を売りたいという構想すら聞こえよる中で、足腰が弱ってどうするのだ。

収量を上げる手だて、反収を上げないかん。植えたらええんちゃう。反当収量。乾燥を上手にせないかん。品質が問題。絞った油がにじんでとる搾油率。食品加工の技能を持った人を雇わないかん。じいちゃんがとぼとぼやりよったんではいかん、安全衛生管理上も。搾りかすの安定在庫量は幾らなのか。牛が食べるんやから、手持ち在庫が要りますね。それから竹炭ができて、竹炭とひまわりの飼料とを一緒に食わしたら肉の質がよくなる。臭みがなくなる。竹炭は飼料としてうまいことっておりますから、これで飼料工場をつくれるかもしれん。実験で研究会とかでやってみてもええかもわからん。

需要拡大と販路拡大のためにどのような手を打つんか。ひまわりレストラン。私はちょっと介護者の集いで福山へ行って、肉のレストランを見てきた。これをうちでやったらええんやと思った。うちにはすばらしい食堂、レストランありますね。食堂、レストランを

勉強に行かせて、視察させて、研究させて、うちの町へようけ来よる人に、うちの町内に金を落としてもらいませんか。調査研究が要る。

オリーブが用途開発いろいろやっとなるから、オリーブのまねしたらええんです。あらゆるオリーブは、利用を葉っぱから何から、だからオリーブのまねしてたらいいんです。私はオリーブ石けんとオリーブ乳液つくって、職員に試させるところまではしたんですけど、合併して担当から外れた。誰ぞやってくれ。

ひまわり牛の可能性も、うちは農林大臣賞もろた酪農家がいっぱいおる。ある特定の牛乳工場をひまわり牛乳だけで埋めてしもたら、コスト的にいきますね。少々では二本やらないかんから無理でしょうね。

ひまわりコンバイン、これも農業生産機構に持ちかけて開発ささないかん。今は実がばらばら落ちて収穫率が悪い。ひまわり栽培推進協議会とひまわり牛推進協議会が権利義務の主体となって、飼料作物の販売をしたり、ビジネスを担えるように法人化すべきが目標かと思います。何よりも職員を兼任ではいかん。生産、加工、調理、設備、運用、販売とかの専門家を、退職した職員を非常勤でやとったら、P F I 問題の解決に立派な人が活躍してくれてますね。農業委員会には農地の集約のところで経験を持った職員がいますね。正規職員の定数は、もう立派に行革をやっていただいてここまで来た。その専門性を持った、課長が手放して任せておける職員を、数年間、ぐあいが悪かったら1年でやめてもろたらええ。正規職員にしたら、死ぬまで雇わないかん。そういう見識を持った専門家を、給料を惜しんではいけません。ええ仕事する人には弾まないかん。これは企画課長が、ことし、つらい目してるのはまさにそこにあります。労働市場です。人の調達に努力を。

多々申し上げましたが、御意見を拝聴したい。御答弁願います。

○関洋三議長 担当課、答弁、高橋課長。

○高橋産業経済課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

質問の項目がたくさんございましたので、一つ一つ参りたいと思います。

まず最初に、栽培要項の改定を行い、団地要件を緩和して、小規模栽培から育成できるようにするという事なんですけれども、これは前向きに検討してまいりたいと思います。

2番目に、作付助成と収穫助成の二本立てを併用する、これも検討してまいりたいと思います。

それから助成基準をかさ上げする、これも検討はいたしますけど、なかなか難しいのかなとは考えております。

○竹林昌秀議員 うちの町はお金が余って、お金が死んで寝よる。

○高橋産業経済課長 4番目に、農業委員会と提携して、あらゆる農業系統の会議で推進するという事で、これは申し入れをいたしたいと思います。

5番目に、農家である町長がみずからの農地で率先して作付をするということですが、これはまた後、町長さんのほうからお答えいただいたらと思います。

○竹林昌秀議員 どっかでお話しする機会が。

○高橋産業経済課長　　続きまして、収量を上げる手だてといたしまして、乾燥を容易にする手だてではないか、搾油率の向上策を問うということでございますけども、なかなか乾燥を容易にする手だてというのは、今の乾燥機等で、ほかにはなかなか難しいのではないかなと思います。

○竹林昌秀議員　　検討させたらいい。

○高橋産業経済課長　　検討いたします。

○竹林昌秀議員　　課長は考えんでええ。

○高橋産業経済課長　　搾油率の向上策ですけども、これは遠心分離機が、今、なかなか不純物がまだまだ残っておるみたいなんで、遠心分離機を新しいのに変えればいけると考えております。搾りかすの安定在庫量は幾つか、何ヘクタールの栽培が必要かという御質問ですけども、これにつきましては、入りと出とがございまして、作付のほうからいきますと、1ヘクタール当たり2, 300キロから3, 400キロぐらいひまわりがとれるはずです。これは、あくまでも天気がよくて、それから鳥獣の被害がない場合です。1ヘクタールで2トンから3トンのひまわりをとりまして、それを搾ります。油が大体50%ぐらいとれると思うんで、あとの残りが搾りかすということになろうかと思えます。

　　今度、牛にやるほうですけども、ひまわり牛は1日当たり50グラム、それを2カ月、60日間食べさせます。ですから、1頭当たり3キロほど搾りかすが必要となります。現在、ひまわり牛の出荷が、月にいたしますと30頭から50頭。50頭といたしましても、1年間にしますと600頭ということになります。600頭に3キロを掛けますと1.8トン必要となります。2トンといたしましても、うまくひまわりができれば、1ヘクタールから2ヘクタールあれば賄えるという計算になります。

　　あと次の質問が、飼料と竹炭を混合した飼料工場の整備をどう見ているかということで、これも検討に値するのではないかと考えております。

　　需要拡大と販路開拓のためにどのような手を打つかということで、先ほども議員さんの質問の中にもありましたけど、県内のスーパーだけでなく、県外のスーパーへも販路拡大してまいりたいと考えております。

　　あと、ひまわり料理の開発や、ひまわり牛レストランをどうするのか。仲南の道の駅とか、かりん亭のほうで、ひまわり牛肉うどんを売り出しております。かりん亭のほうの肉うどんですけども、結構分厚くて、お客さんがたくさん来ておられます。

　　それとまたレストランとは別の問題になろうかと思えますけども、レストランを、町内の食事関係のお店がありましたら、そちらのほうでレストランしていただいたらとは考えております。

○竹林昌秀議員　　ひまわり牛の専門レストランやね。四条へつくったらええ。

○関洋三議長　　会話はしないでください。

○竹林昌秀議員　　ひとり言です。

○高橋産業経済課長　　ひまわり牛の肥育家を複数にする手を打つか、打たないかござ

いますけども、先ほどの答弁の中にもありましたけども、畜産クラスター事業というのを取り組もうと考えております。

クラスター事業というのは、ブドウの房のように町内の畜産家が一団となりまして、協議会をつくりまして、いろいろな事業をいたしますので、その中でひまわり牛、それからひまわり牛乳、そういういろいろなものがあるかと思っておりますので、複数にしてみたいと考えております。

コンバインの開発ですけども、コンバインはただいま愛媛県のほうに2台ほどございます。専用のコンバインというのはこの2台しか私のほうでは知りませんので、このコンバインをどのように利用できるのか考えてまいりたいと思っております。

あと、栽培推進協議会とひまわり牛推進協議会の農業生産法人化をすべきであろうということでございますけども、これにつきましては、また協議会を開きまして御相談をしてみたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、竹林議員。残り1分弱です。

○**竹林昌秀議員** 課長と視点を共有できたよき質疑になったと思います。ただし、私が一番求めていたのは、いつ、ひまわり牛推進協議会を開くのか、この一言が欲しかったんですけども、町長、最後、これにお答えいただけますか。

私はひまわりコンバインは、道具を調達するのは、町が買ってやって貸したらええんや、どこかに持たせて。1本は愛媛から借りてきよったんでは間に合わんですね。それと二つ。

○**関洋三議長** 再答弁、栗田町長。

○**竹林昌秀議員** いつ開くんか、県の農水へ、これ、報告できないかん。

○**栗田町長** 議会にもお願いして、今年度の予算を組んでおりますので、できるだけ早い時期に、具体的にまた日も決めてお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、竹林議員。

○**竹林昌秀議員** 施策というのは年度当初にやったら有効期間が長い。3月末にやったら、私はメーカーにおったから、設備の回転率とか稼働率とか、そんな物の見方ばかりする。予算執行がおくれればおくれるほど、住民への福利厚生は遠くなる。手早くやろう。時期だ、素早さだ、早急だ。65点とって、85点に、毎年、じわじわじわじわ持って行ったらいい。

○**関洋三議長** 以上で、発言時間が残念ですが終わりましたので、御協力ください。

○**竹林昌秀議員** 言いたいことはやまやまですが、ありがとうございました。

○**関洋三議長** 議席番号1番、竹林昌秀君の発言は全て終わりました。

ここで休憩をとります。議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号11番、松下一美君、一番目の質問を許可しますので、前へお願いします。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、1番目にTPP大筋合意による農業問題を問うと、2番目に新年度予算編成への取り組みを問うの2点について質問を行いたいと思います。

まず、1点目のTPP大筋合意による農業問題についてであります。これは日本を含む参加12カ国による環太平洋連携協定であります。10月5日大筋合意が発表されて、新聞等で連日のように報道がされておるところであります。各国の国会で承認され、批准されれば、関税即時撤廃されるものから、牛肉等においては現在の38.5%から、これは期間は長くありますが、16年後には5%に、また豚肉等においては、現在、1キロに482円の関税がかけられておりますけど、10年後には50円になると言われておるものであります。

米に至っては、現在、ミニマムアクセスにより70万トン強の輸入がされております。そしてまた、アメリカ、オーストラリアなどにより、このTPPの中で7万8,400トンが13年後までに、順次、輸入されるとのことであります。いずれにいたしましても、米価の大幅な下落は避けられないところかと思われま。

消費者にとってはよい面もありますが、香川県において、特に本町の農家のように大半が昔で言われます5反百姓ですが、50アールから約1町未満というのが7割を超えるのでないかと思われま。

政府においては、自立農家、大規模農家を、今後、育成、支援を行っていくと言われております。小規模な零細農家にとりましては非常に厳しく、壊滅的な打撃を受けるかと思われま。

現在、農家の平均年齢も72歳と言われておりますが、今後、数年ごとに離農とか、また、それに伴いまして耕作放棄地が予想されるところであります。

これらに対し、農業立町であります本町の町長としてのお考えをお聞かせいただいたらと思っております。

県においては、TPP対策室を設けて対策をとっていると言われておりますが、本町においても必要ではないかと思われま。どのように考えておられるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員の、TPP大筋合意による農業問題を問うの御質問にお答えをいたします。

議員も新聞、テレビ等で御承知のとおり、TPP大筋合意による農業への影響ははかり知れないものがあり、国としても農家の方の不安や懸念を一日も早く払拭しなければならないと考えております。

その第一段として、11月25日に、政府より総合的なTPP関連政策大綱が発表されたところでございます。

内容につきましては、分野別施策の展開の中で、農林水産業分野では、攻めの農林水産業への転換として体質強化対策を図るといたしております。目標を2020年とし、農林水産物、食品の輸出額を1兆円目標の前倒し達成を目指すとしております。

さらに、今後の農業界を牽引するすぐれた経営感覚を備えた担い手を育成、支援することで人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現するものといたしております。

特に、経営安定、安定供給のための備えとしての重要5品目関連で、米は国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需要や価格に与える影響を避けるために、毎年の政府備蓄米の運営を原則5年の保管期間を3年程度に短縮して見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

また、麦はマークアップと呼ばれる政府が製粉会社から徴収する輸入差益の引き下げ、それに伴う国産麦価格の下落のおそれがある中、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

牛肉、豚肉、乳製品は、牛マルキンと呼ばれる肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び豚マルキンの養豚経営安定対策事業を法制化し、補填率を8割から9割へ引き上げるとともに、豚マルキンの国負担と生産者負担の負担比率を1対1から3対1に変え、肉用子牛保証基準価格を経営の実情に即したものに見直す。

生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

甘味資源作物は、国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象にするとしていたしております。

本町としましては、今後の国、県の動向を見きわめながら、適切な対応に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 ただいま、町長からの答弁をいただいたわけでありまして、やはり、今、香川県、そしてまた本町の大半であります1ヘクタール未満という零細農家というところでありまして、最近までは自給率45%と言われておりましたけど、最近では40%を切る39%と言われておりますけど、かつて小泉政権時代にブッシュ大統領が言われた言葉がちょっと心に残っておりますけど、私の常識の中には自給率を50%を切るという国はないんではないかとと言われておりましたが、自給率そのものの向上を目指すには、零細農家を育成していくということが大事でないかと思っております。

その観点から、県においても対策室をとられておりますが、本町においてもTPP対策室というものを立ち上げ、その中でしっかりと、今後、検討していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

町内におけるT P Pの対策室ということでございますが、いま一度、国の方針、また県の方策等を見きわめながら、必要な場合には、町といたしましても対策室を立ち上げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 対策室を検討していくということですが、今現在、町長の立場でありますと、県の町長会の会長でもありますし、やはり県内においても、むしろまた県外中央においても、機会あるごとに農家の窮状というものを訴えていただき、対策に反映していただきたいと思っておりますが、よろしく願いしておきます。

1問目については終わります。

○関洋三議長 松下議員、1番目の質問をこれで終わります。

続いて、松下議員、2番目の質問を許可いたしますので、始めてください。

○松下一美議員 新年度予算編成の取り組みを問うということですが、来年度は合併10周年を迎える年でもありますし、また、琴南中学校におきましても3月末をもって閉校と、重要な節目の年でなかろうかと思われま。

町内各課は予算編成において大変かと思われまますが、新年度の予算編成においてどのように編成方針を伝えているのか、平成26年度の決算を点検した上で生かしていただきたいと思っておりますが、重点をどこに置くのか町長の所見をお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 2番目の質問の、松下議員さんの新年度予算編成への取り組みを問うという質問にお答えいたします。

最初に、現在、国においては地方創生を重点課題に掲げ、人口減少と地域経済縮小の克服に向けた施策を推進しております。国は地方自治体に対しても、地域の実情に応じ地方創生に取り組むよう期待しており、本町においても、将来を見据えた中長期的な視点から、効果的な施策を町民との協働により展開しなければならないと考えております。

次に、本町の財政状況につきまして、平成26年度の普通会計決算額は、歳入総額が110億9,839万4,000円と、前年度に比べて7億6,262万7,000円の増、歳出総額が100億7,561万9,000円で、前年度に比べて4億1,541万1,000円の増となり、歳入歳出とも前年度を上回りました。

この主な要因は、歳出において、教育費に係る小中学校等整備事業及び幼稚園施設整備事業の増額によるものであります。

決算収支につきましては、実質収支が8億7,485万1,000円の黒字、実質単年度収支は財政調整基金からの取り崩しもなく、4億3,762万6,000円の黒字となっております。

しかしながら、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の占める割合が高く、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は76.2%として、依然として70%以上の高い比率で

推移しており、財政構造の硬直化が懸念されるところでございます。

次に、本町の地方交付税は、合併特例期間の終了により、平成28年度以降の5年間で段階的に逡減され、平成33年度には10億円余りの大幅な減収となる見込みであり、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要がございます。

そして、歳出においては、行財政改革の推進により人件費は減少傾向にあるものの、合併関連事業等に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われまます。

これらのことを踏まえ、28年度予算編成の基本的方針としましては、合併10年の成果の検証と財政見通しを踏まえ、まちづくりの指針となるまんのう町総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策、事業の着実な推進を図り、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など、多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度をより高めていくことはもとより、合併効果が十分発揮できる施策の推進、また、合併特例期間が終了し、激変緩和期間に突入したことによる持続性、安定性のある財政構造を構築することといたしております。

次に、重点施策につきましては、町制10周年記念事業及び平成28年度から3年間実施予定である道路等の維持修繕事業を重点施策の取り組みとして位置づけるとともに、環境問題、高齢者対策などの住民ニーズに沿った独自施策の検討、実施を図ることとし、実効性や効果を十分検証の上、必要最小限の要求額となるように努めることとしております。

また、10月20日に全職員に周知した枠配分方式による予算編成では、各課の自主性、自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップ・アンド・ビルドの促進などを目的に、27年度から20事業ふやした全157事業につきまして、重点施策などの政策的経費や義務的経費を除き、一般税源ベースで平成27年度当初予算額の97%の範囲内にとどめることといたしております。

最後に、現下の厳しい財政状況を十分認識の上、納税者の視点を大切に、限られた財源の中で効率的、効果的な予算編成に努め、健全な行財政運営を前提に施策の選択と財源の最適な配分化を図る中で、総合的かつ効率的なまちづくりを推進することにより、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上につながる予算を編成してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 ただいまの町長の答弁でありますけど、今回、1億5,000万円ほどの補正がありまして、予算的には128億円と予算は大きくなっております。お隣、善通寺市におきましては、本年度の予算が当初予算で126億円と、善通寺と余り変わらない予算でありましたが、やはり私は予算の規模そのものも大事でありますけど、それより

内容の伴った充実された予算というものをしっかりと考えていただきたいなど、そのように思うところであります。

そしてまた、先月18日には琴南の総合センター、また、19日には吉野の公民館におきまして議会報告会が行われたところでありますけど、やはりどちらにおきましても、琴南中学校の閉校後のことが非常に心配をされ、質問が多かったかと思っております。関心の高さがうかがわれるところでありますけど、あと3カ月余りでありますけれども、検討委員会というものは、現在、どのような形で行われているものか、そしてまた、計画がされているものについてお尋ねしたいと思います。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

琴南中学校の跡地利用につきましては、現在、琴南地区を中心に琴南未来会議を軸にいろんな調査、研究等を行っております。徳島大学の先生に来ていただいて、まず地元のことをきちんと調査をして、それをもとに、今後、琴南地区の拠点となる施設ということで検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 今、町長言われるように、いろいろと徳島大学なりをお願いしているところでありますけど、残されたところはもうわずか3カ月余りであります。そういう中で、やっぱり地元の方が非常に心配されておるのは、過疎化が進むのではないかと、そういういろんなところで心配されておるところであります。今から計画というのも、今の時点ではいたし方ないところでありますけど、早急にしっかりとした対策をとっていただきまして、地元の方々が安心して、閉校後も何とか町も考えていただけたなという、そういう気持ちになっていただきたいと思っております。

この間の議会報告会におきましては、琴南のことは余り心配されていないんじゃないかというようなことを言われておりましたが、その点、やはり町としてしっかり今後のことを検討していただき、予算面におきましても、十分予算の内容がしっかりしたもので執行されることをお願いして、質問を終えたいと思っております。

○関洋三議長 以上で、議席番号11番、松下一美君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号3番、田岡秀俊君、1番目の質問から許可します。

○田岡秀俊議員 ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

まず、一つ目の質問ですが、いわゆるふるさと納税の分析と戦略はということでございます。

ふるさと納税につきましては、過去何度かほかの議員も一般質問で取り上げられておりますが、少し違った視点で質問したいと思います。

いわゆる、とつけたのは実際は納税ではなく、寄附だからであります。寄附を行うこと

により、2,000円を超えた寄附金分は所得税、住民税から限度額内は全て控除が受けられます。つまり、形の上では自分の意思で思いのある地域、自治体を選んで納税することになるわけでありませぬ。

7年前の平成20年に始まった制度であります、当初は、今は都会に住んでいるが、自分の生まれ育ったふるさとの自治体に幾らかでも恩返しの意味で納税ができる制度があつてもいいのではとの発想から生まれたものです。

今年度から限度額、控除の上限額ですが、それも2倍になりました。条件により確定申告が免除されるワンストップ特例も設けられました。従来、とられるイメージであつた税金を、選んで納めるというみずからの自発的意思に基づいて自治体に渡すといったことから、納税者として主体性を発揮してまちづくりにかかわれる、応援できるといった効果もあります。

しかしながら、住民にとっては高価な返礼品などが実質2,000円で手に入る。自治体においては貴重な財源がふえる。しかも自主財源であります、幾ら集めても地方交付税が減らされることはありません、といったようなことから今では全国的に自治体間でのふるさと納税集め競争のようになっております。

例えば、昨年の実績であります、長崎県平戸市では14億6,000万円集めた。そして先日の新聞紙上で、香川県内のふるさと納税の状況が載っておりましたが、まんのう町は78万円ですが、東かがわ市におきましては1億円を超える額を集めたというふうなことが四国新聞に載っておりました。かなりの差があります。

つまり、都会に納める税金を田舎にではなくて、他の地域に寄附した金額を、もともと納めるべき地域の税金から差し引くという制度であるため、当然減収となっている自治体があるということです。我がまんのう町とて例外ではないと思っております。そのあたりのことはどの程度分析しておられるのか。制度上認められている以上、活用して自治体間競争に勝つ戦略も必要だと思います。私なりの意見も後ほど述べさせていただきますが、分析と戦略についての考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員の、ふるさと納税の分析と戦略についての御質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、現在、ふるさと納税は過熱ぎみで、返礼品ありきで制度が進んでいる感がござひます。そもそもの制度の成り立ちにつきましては、議員御承知のとおり、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があつてもよいのではないかという問題提起から始まり、議論や検討の末、現在のふるさと納税制度となっております。

しかしながら、ふるさとへの納税とはいひながらも、実際は都道府県、市町村への寄附であり、地方自治体に寄附をした場合に、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される仕組みとなっております。ふるさと納税では自己負担額の

2,000円を除いた全額が、収入や家族構成によって上限はありますが、控除の対象となります。

さて、現在、本町のふるさと納税状況につきましては、1月末現在で13件、総額78万8,000円となっております。昨年を少し上回るペースで推移いたしております。

先月、四国新聞に県内の状況が掲載され、御存じのとおり、東かがわ市が県内で初めて1億円を突破したとのことでした。また、県下でも特典拡充などにより、6市町で件数、金額ともに過去最高になっていると報道されておりました。

こうした中で、御指摘のとおり、本来の趣旨とは異なり、返礼品を目当てに、また、その多くはインターネット等で簡単に行えることから、2,000円で品物を買うような通販感覚でふるさと納税をする方も多いと思われまます。魅力的な返礼品が多い自治体にはふるさと納税も多く集まることから、殊さら多くの返礼品をそろえるなどの弊害もあり、本来の趣旨から外れているとの指摘もございませす。

本町は、現状では、寄附してくださる方は本来の意味でのふるさと納税をしてくださっている方ばかりでございませす。そういったことから、過熱しているふるさと納税とはかけ離れておられますが、真にまんのう町のことを思っている方だと思っております。

しかしながら、地方創生元年という中、自治体間の競争という意味において現状維持とはいかず、収入源の確保のためのツールの一つとしてこのふるさと納税も必要であり、充実させていかなければならないと考えておられます。

また、ふるさとを想う町内出身者だけでなく、さらに多くの方にまんのう町に関心を持っていただけるよう、適切な範囲での返礼品の開拓や確保は当然必要であり、民間活力を生かして、私たちにない目線から町内の埋もれた産品を掘り起こしてもらおうような取り組みについても検討すべきであると考えておられます。

あわせて情報発信につきましても、既存のポータルサイトを含め、ホームページやSNS等、CVCを活用した発信方法を、今後、検討するとともに、まんのう町出身者やまんのう町に関心のある方々への情報発信に努めていきたいと考えておられますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 では、再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁を聞いておられますと、半年前の6月定例で、松下議員、それから白川正樹議員への答弁とほぼ同じような答弁であったように思われます。もう少し考えてくれるのかなというふうな気はしたんですけど、ちょっと一つ目の再質問として、半年前の答弁の中で、2年前ですが、まんのう町のふるさと応援寄附金等運用委員会というのを設けておるといふふうなことで、その中で、課題についての検討を行っておりますということですので、その状況を少し聞かせていただけたらと思ひますが、いかがですか。

○関洋三議長 再答弁、担当、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの再質問に対して御返事をさせていただきます。

まんのう町にはふるさと応援寄附の運用について、まんのう町ふるさと応援寄附等の運用委員会というのを設置をしております。これにつきましては、いわゆるふるさと応援寄附に対して記念品等をどういうふうに適正化していくかとか、基金について、運用等についていかに運用していくか等を議題として話をさせていただいておりますし、現在のところ、内容につきましては、副町長を委員長としまして、庁舎内での組織ということにはなりませんので、外の委員さんとかそういうことをやっているのではなくて、一応、内部組織というふうに考えております。(三好勝利議員退席 午前11時24分)

これにつきましては、年に何回か実施をさせていただいて、適正な記念品等の選定というふうにはしておりますが、現実的には、今のところ、新たな取り組みについての議論までには至っていないのが現状です。

それで、総合戦略の中でも取り上げておりますし、町長の御答弁の中でもありましたように、まんのう町を町外に発信していく一つの手段として、ふるさと応援寄附をもっと進めていくような取り組み、また、特産品をどういうもの、現在ある中で埋もれているというようなものを探していくような取り組みを行っていききたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 課長のほうから取り組みの状況を言っていたいたんですが、具体的な戦略については、まだ必要性はわかっておっても、取り組んでおらないというのが、具体性が乏しいような感じがただいまの答弁ではいたしたわけです。

最初に町長のほうから答弁いただいたように、地域間競争というふうな状況で、今、地方創生の人口減対策で人の取り合い、また、このふるさと納税でお金の取り合い、そういう状況になっとるんです。やはり何としても有効な戦略を立てて取り組まなければ、地域間競争に負けてしまうというふうな状況であります。

具体的にどういうふうな取り組みがいいのかというのはいろいろとございますが、一つは、返礼品競争というのは私もどうかとは思いますが、それも実際に認められている以上、やはりそういう点でも考えていかなければならないと。

一番考えておられるのは、町長も申しておりましたように、特産品の開発をしっかりとやって、これで地域経済の活性化につなげていくと。それで返礼品で特産品を、今、ひまわり油とかひまわり牛とかを返礼品としてお返ししているようですけど、もっともっとそれはPRにもなるということですので、そのあたりはぜひ取り組んでもらいたいと思います。それが中心になろうとは思いますが。

それから一つ伺っておきたいのは、全国的にこの返礼品というのは、今、住んでおる自治体、まんのう町の場合は、まんのう町に住んでおる住民がまんのう町にふるさと納税をした場合に、返礼品として、今、言ったひまわり製品をいただけるのかどうかというふうなことをちょっと。これはほかの自治体では、先ほど、最初の質問で、私、申したように、住民税の流出を防ぐというふうなことで行っている自治体もあります。まんのう町の場合

はどうかという点が一点。

それから、最初、答弁がなかったように思うんですが、まんのう町の場合、ことし、今のところ78万円ですが、まんのう町の住民がほかの自治体にふるさと納税をした場合に、住民税が当然減るんです。まんのう町に入るべき住民税が減っている部分があると思うんです。そのあたり、どういうふうに分けられておるか、これはちょっと僕も問題はあると思うんです。そもそも住民税というのは、行政サービスの対価として負担するというふうなことですけど、減っているんですね。そのあたりの分析を再質問でいかがですか。

(三好勝利議員着席 午前11時29分)

○関洋三議長 再答弁、担当、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの再々質問に対してお答えさせていただきます。

田岡議員さんおっしゃるように、ふるさと納税について返礼品等の競争になっている部分はあるんですが、返礼品についても、先ほど御指摘のあったように、特産品としての地域振興、また、ふるさと納税をしていただけるためにいろいろな取り組みがまんのう町を町外の方々に知っていただく、全国の方々に知っていただくための情報発信の一つとしての位置づけから言えば、まんのう町としても取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、返礼品についても、民間活力等を生かして、埋もれたまんのう町の特産品を開発するなり、ひまわり牛等に代表されるような新たな特産品をつくっていく必要を十分感じておりますし、そのためのふるさと納税について取り組んでいきたいと考えております。

それとあと、まんのう町の住民の方々がふるさと納税をされている部分についての御質問でしたが、昨年の平成26年度を例にとってお答えをさせていただいたと思うんですが、平成26年度、まんのう町にふるさと納税をされた方が9人おられます。その合計が78万2,000円でした。これはまんのう町へふるさと納税をされた方です。

まんのう町からまんのう町以外にふるさと納税をされた方が18人おられます。寄附の総額は159万4,000円です。この159万4,000円というのは、所得税と県民税、町民税、3税が入っております。実質、この中で住民税として控除された金額というのは58万円です。したがって、78万2,000円から58万円を引きますと、プラス20万2,000円ということで、今のところ、プラス収支になっております。

この制度ができた全体からいきますと、平成20年からですが、27年までいきますと、延べ66の方がふるさと納税されておまして、この部分の合計が600万円ぐらいになるんですが、町外に寄附された方が448万8,000円ぐらい、これは100人ぐらいの方がされております。トータル的には収支でいけばプラスというような格好です。全体で言えば、これ自体は寄附金控除の対象になりますので、交付税算定の上で標準財政収入額のほうに反映してきますので、全部が全部マイナスになるという話ではないと思うんですが、形式上、トータルで370万円ほどのプラスになっているというのが現状です。

それともう一つ御質問があったんですが、町内の方がふるさと納税をされた場合に、返礼品をどうするかという部分でございます。

これにつきましては、現在のところ、町内の方でふるさと納税をされた方、実績的には1人ございます。この方については、いわゆる返礼品については御遠慮しますというような申し出がありましたので、返礼品は送らせていただいておりますが、現実的には、数字的な話になるんですが、実際に町内の方がふるさと納税をされると、もともと住民税で納めていただく税部分を除いた額はプラスになるということを考えれば、約4割から5割、この中ではもともと住民税として入ってくる部分でございますので、今のところ、通常、町外から入ってくるふるさと納税の部分と、この差額を考慮したもので返礼品を送ることについては、特に問題はないかなというふうに考えております。

そういう面から、町内の方にも、こういう政策に使っていただきたいというような格好でのふるさと納税をしていただくことについては、ある程度、推進をしていってもいいのではないかなというふうには考えておりますが、法の趣旨からいくと、少し問題があるのかなと思います。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 課長のほうから分析述べていただきましたが、まんのう町の場合は、今のところ、わずかにプラス、マイナスにはなっていないというふうなことです。これも、当然、今からさまざまな細かい分析をして、戦略を立てていかないかということが必要だろうと思っております。

そして、今から少し私なりの提案をさせていただきますが、一つは返礼品について、それから何に使うかということについてですが、これは本来の趣旨に戻すようなことをやっていかなければならないというふうには基本的には思っています。

一つは、まんのう町を訪れてくれるような企画、返礼品ですけど、6月のときに白川議員さんが、満濃池のゆる抜きのゆるを回す権利をしたらどうかというふうな意見もありましたが、そういうこともまんのう町を訪れていただけというふうなことで結構なことだろうと。ただ、その返礼品を望む人がいるかどうかというのはあれですが。宿泊券というのはいろんなところが出しておるんです。これについては、まんのう町内、宿泊施設が今のところないということで難しい部分ではあると思います。それから温泉の入浴券。温泉の場合は、まんのう町、塩入とみかどと二つあります。それから今後はいろんな体験プランなんかも返礼品にどうかというふうな気がします。

そういうふうなことが一つと、もともとまんのう町で生まれ育って、都会に出ている人に呼びかけるというのが本来の趣旨ですので、まんのう町内に家族とか親とかがいる場合があると思うんです。そういう人に見守りを兼ねてその返礼品を届けるというふうなことも一つあっていいんじゃないかなというふうな気がします。

それともう一つは、クラウドファンディングといって、さまざまなプロジェクト、企画を提案いたしまして、全国的に支援を募ると。こういう企画があるんだ、こういうプロジェクトをやりたいんだが、出資していただけないかというふうなことで、今、インターネット上でもさまざまなことをやっております。ガバメントクラウドファンディングという

ふうな形で、これもふるさと納税を募って、それによる返礼というのも考えていいんじゃないかなというふうな気がいたしております。

いろいろなことを戦略として考えられると思いますが、今、私、三点ほど提案させていただきましたが、いかがですか、今の提案については。また新たなことを考えておられるのであれば、少し聞かせていただけたらと思いますが。

○関洋三議長 再答弁、担当課、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの再質問に対して御答弁をさせていただきます。

三点ほど御提案をいただきました。返礼品について、物じゃなくていろいろなものを体験をさせるとか、いわゆるサービスを行うというような部分も考えていければいいなというふうに考えてますが、先ほど田岡議員さんもおっしゃったように、宿泊となれば宿泊施設が必要とかいう部分の条件もございますので、どういうことができるのかなというのは検討させていただいたらと思います。

それと、町内に家族のおられる方とか、親だけがおられるとか、見守りとかいうふうな格好ですが、このようなまんのう町の出身の方々に、どういう形になるかはわかりませんが、呼びかけて、いわゆる御協力をいただくような取り組みというのはやはり必要かなと。先ほどの情報発信という意味合いも込めて、まんのう町から都会に出られとる方、この方々、先々はまたまんのう町に戻られるかもわかりませんが、まんのう町に御家族がおられる、親がおられる、御親戚がおられるような方々に情報発信をして、ふるさと納税という形での御協力とかが仰げれば、それにこしたことはないのかなというふうに考えます。

また、見守りという部分でどういうふうなやり方がいいのかというのは、また考えていく必要はあるのかなと思います。

それと、まんのう町が行うプロジェクト等に応援いただく意味で寄附をいただくような取り組みは、ほかのところでも新たにやられておる部分があるのは存じております。どういうふうなやり方でまんのう町として同じような取り組みができるかという部分は、これも勉強はさせていただきたいなというふうには考えております。

それと、新たな取り組みという部分で、町長の答弁の中にもちょっとはめさせていただいたんですが、いわゆる民間活力、民間の方々のノウハウを使っているいろいろな取り組みをされておるところもございます。行政がやれば限界があるんですが、民間の視点に立ったやり方という部分も検討していきたいなと。

それと、返礼品等についても、町内にいろいろな業者さんおられます。商工会だけでなく、個別の業者さん等に御提案をいただけるような取り組みができないかなというふうには考えております。そういう面でも民間活力を生かした方策を模索していきたいなと思っておりますので、いろいろ御支援いただきたいと思います。

〔「中途半端にやったら手間損。徹底してやらな、黒字じゃ。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 課長のほうからさまざまな取り組みをやっていくということで答弁

いただきました。これはまんのう町にもともと住んでおった方というだけでなしに、これからまんのう町に住んでみようという人に対しても、このふるさと納税活用できるんじゃないかと思しますので、そのあたりのことも十分お考えになって戦略を立てていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。以上で一つ目の質問を終わります。

○関洋三議長 これでは、田岡議員、一番目の質問を終わります。

続いて二番目の質問に入る前に、休憩をとります。1時ちょうどまで休憩をいたします。

(川原茂行議員退席 午前11時44分)

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、田岡議員、2番目の質問を許可いたします。始めてください。

○田岡秀俊議員 それでは午前中に引き続きまして、私の二つ目の質問に入りたいと思ひます。

二つ目は、役場組織の再編の考えはということであります。

我がまんのう町も3町合併してちょうど10年になります。その間、一連の地方分権改革により、法定受託事務などはふえ、逆に財政的な面で職員数は削減され、よりコスト意識を持った行政運営が求められております。

めまぐるしく移り変わる時代の流れの中で、多様化、高度化する行政課題への対応、そしてより効率的な行政組織の確立のため、限られた行政資源である人、物、金の有効活用をいかに図っていくのか。また、少子高齢化も進み、住民要望の複雑化にもスピーディーに対応していかなければなりません。

9月定例議会で川西議員の言われた日本版ネウボラ、つまり結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援が1カ所で賄える子育て支援課のようなワンストップサービスに対するニーズもそうでしょうし、地域包括ケアシステム構築に向けて福祉保険課と社会福祉協議会本部の連携が必要であります。離れた本庁と仲南支所のものでいいのか。そしてまた、複数の課にまたがったさまざまな関連事項も見受けられます。例えばコミュニティー関係では、自治会活動については企画政策課、公民館活動は社会教育課というふうなこともあります。また、健康増進課は、これは公共施設の統廃合とかさまざまなこともありますが、少し離れたところにあるというふうなこともあります。

町長もさまざまなか所で、ことしは地方創生元年であります。まんのう町も総合戦略を策定し、しっかり取り組んでまいりますというようなことを申されております。であるならば、地方創生の課題実行体制をとる必要があります。

以上のようなことから、モチベーションアップも含めた職員の意識改革にもつなげて、役場組織の見直し、再編を考える時期であると思ひますが、町長の考えをお聞かせいただけたらと思ひます。

なお、10年前の合併時及び以後の組織再編の状況とその理由、効果の検証等もあわせてお願いできたらと思います。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員の、役場組織の再編の考えについてはどの御質問にお答えいたします。

平成の大合併を契機として本格的な地方分権時代を迎え、中央集権型行政から、地域、住民を出発点とする社会システムへの転換が指向されております。

この地方分権の流れの中で、その受け皿としての地方公共団体のあり方が問われており、住民に最も身近な市町村は、複雑、多様化する行政需要に対応できるよう、機能強化を図ることが求められております。

地方公共団体を取り巻く行財政環境は引き続き厳しい状況が続いており、今後とも安定した住民サービスを提供するためには、これまでの行政運営のあり方等を見直し、住民視点による新しい発想で行政を柔軟に行っていく必要があると考えられます。

本町においても、町民本位の町政の実現に向けてさまざまな取り組みを進めていますが、町民ニーズや地域課題等を的確に受けとめ、迅速、柔軟、横断的に解決し、町民満足度を高める行政を推進し続けていくためには、それにふさわしい行政組織を構築していくことが必要と思います。

田岡議員の御質問でもあります合併時及び以後の組織再編状況とその理由、効果の検証についての概略ですが、合併初年度の平成18年度は1局1室13課2支所の17編成でスタートし、翌年の19年4月には1局1室14課2支所の18編成となり、主にはまちづくり政策課と企画情報課及び産業経済課を新たに商工観光課、企画政策課、農林課に再編し、地域包括支援センターは福祉保険課に統合いたしました。また、教育委員会総務課は教育委員会学校教育課と名称を変更し、わかりやすくいたしました。

翌年度の20年度は農林課から地籍調査課を分課とし、早期完了体制を整えました。この年が最高の19編成でありました。

平成21年度には住民課に環境保全課を統廃合して住民生活課とすることで、住民直接窓口のワンストップサービス向上に努め、商工観光課を農林課に統廃合して産業経済課とすることで、町内の産業振興と経済部門の一元化を図りました。

そして、22年度は事業課同士の連携を図ることとして、建設課と土地改良課を統合し、建設土地改良課として現在のコンパクトな16編成体制に至っています。

これらの見直しは関係部局が同種の企画関係の業務を行うなど、事務が重複し、事務処理が非効率であったり、制度所管課室への事前協議等に時間を要して迅速で柔軟な意思決定が阻害されやすかったり、事業実施部門へ経営資源を配分する体制が分散し、非効率と判断したためでございます。

しかし、議員御指摘のように、福祉部門においては健康増進、福祉保険両課が所管する業務のほか、住民に対する多くの福祉サービスで社会福祉協議会との密接な連携が重要と

なっております。

今後、増大する介護需要への対応が迫られる中、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの構築が急がれており、可能な限り住みなれた地域での生活が継続できるよう、包括的なサービスを提供には町社会福祉協議会の地域に深く根差した活動に期待するところでございます。

特に、本年度より町社会福祉協議会が県社会福祉協議会の委託により開始された生活困窮者に対する相談事業についても、町福祉部門との情報共有による連携が極めて有効であると考えられております。

喫緊の課題であります高齢者や障害者といった社会的弱者に配慮した相談体制を整備する観点からも、福祉保険課に町社会福祉協議会の相談窓口を併設し、利便性を向上させるよう協議を進めるとともに、将来的には既存施設を活用した拠点施設の整備を視野に、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、地域支え合い活動やボランティア活動等が連携する複合的な拠点の整備も検討してまいります。

また、子育て支援に関しましても、福祉保険課、健康増進課、教育委員会学校教育課の三つの課がかかわっていますが、連携業務では健康増進課が別庁舎のかりん健康センターのため、物理的に難しい状況にあることは理解しており、業務内容的にも福祉、健康保健、教育と多岐にわたるため、子供に関する業務だけを切り取りしてこども課、子育て支援課などの部署を設置しようとしても、本町のように限られた職員数と庁舎スペースの不足により、機能を分散することは業務効率や行政サービスの低下となる大きな要因と考えております。

しかし、今後は合併措置が終了するにあわせ厳しくなる財政状況から、職員増は2025年問題の高齢者対策に限られると考えており、新たな施設建設は代替施設機能がない場合に限定しているため、対応としては多少の不便をおかけしますが、現有施設を最大限活用しながらしのいでいかなければならないのが実情であることを御理解いただきたいと思います。

そのような中、平成28年度の新規事業として、国の子ども・子育て支援交付金を活用して、健康増進課内に子育て支援窓口を設置して、専任の保健師により子育て期の母子を対象とした必要なサービスを受けるための情報の提供や個別相談を行うことで、子育てに関する不安を払拭し、症状などから医療機関での受診や早期支援センターを利用することにより、早期治療や支援につなげられるよう体制整備を図ってまいります。

地方公共団体は地方自治法で住民福祉の向上という目的を達成するために設置された組織と規定され、組織及び運営の合理化に努め、適正な規模であることが求められております。こうした点に加え、本格的な地方分権時代を迎え、これからは政策を初め行政の方向性を住民に発信するとともに、住民ニーズに的確に対応し、コストバランス等も踏まえた質の高いサービスを常に提供し続けることや、施策推進の方向や取り組み姿勢が示され、かつ、住民にわかりやすい機構、名称にすることなども重要な視点となっております。

さらに自然災害を初め、住民生活の安心・安全を揺るがす事案に対して迅速、的確な危機管理対応など、行政には住民の安心・安全や快適な生活を守る役割がこれまで以上に強く求められており、そうした住民の信頼に応えられる存在感のある組織の構築が重要な課題となっております。

また、組織は時間の経過により機能が低下するものです。このため、社会の変化や住民ニーズに的確に対応できるよう不断の見直しを行い、ニーズに合わないもの、機能が十分に発揮されない組織については大胆に見直し、廃止することも必要と考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 町長のほうから答弁をいただいたところで、再質問をさせていただきたいと思います。

見直し、再編の必要性については、先ほどの町長の答弁のいろいろな分析の中から必要性というのは感じられておるといことはわかりましたが、具体的なところがちょっとなかったかなという気がします。

一つは、健康増進課内に子育て支援に関することをワンストップでできる部署を設けるというふうなことは言うておられました。とにかくこれからの行政運営、行政サービスの向上、それから住民福祉の向上ということが一番求められておるわけですが、高率化という点で、一つはやはりワンストップサービスということは必要じゃないだろうかと思っております。

ほかの自治体ですけど、さまざまところでいろんな取り組みをやっておるところがあります。例えばすぐに対応するということで、すぐやる課みたいな課をつくっておったところもあるように思います。それから町民生活相談課みたいなものを設けておるところもあります。これからでしたら、最初、私も言いましたように、子育て支援、そういうふうなニーズはやはり高いんじゃないかなというふうに思っております。

それと、施設の統廃合も当然関係してくるわけですが、まんのう町の場合はかなり広い面積があるということで、今後、そういう点でも建てかえとか統廃合の面で、やはり中長期的なビジョンの上でどういう組織体制にしていくかというのは非常に重要だろうと思っております。

最近、聞いておりますところでは、琴南支所の琴南総合センター建てかえというふうなこともちらほら聞いておりますが、琴南支所の出張所という形になっておりますが、これにおきましても、建てかえをするのであれば、どういうふうな中長期的なビジョンを持ってやっていくかというのは既に考えておられるかとは思いますが。

そういった面で、今回は、急にどういうふうな形がいいかというのはなかなか難しい面もあるかと思えます。先ほどの町長の答弁の中でも、具体的なことはなかなか出てきておらないというふうなことですので、この合併10年という一つの節目ですので、1年ぐらいかけて十分にそのあたりを練っていただいて、当然、我々議会としての意見もあるで

しょうし、住民の意見というのも非常に重要です。そして、実際に携わっておられる課長ほか職員、中で見ておる組織というのと、また外から見ておる組織、これはなかなか我々ではわからない部分というのも当然あるかと思しますので、そのあたりも他の自治体の取り組み、再編とかを十分参考にしながら、1年ぐらいかけて取り組んでいただきたいなと。

最初の質問でも言いましたように、十分な分析と戦略、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひますが、最後にもう一度、そのあたりについて、町長、どう思われますか。答弁いただけますか。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 田岡議員さんの再質問にお答ひいたします。

町の課の編成でございますが、10年間の間にいろいろ変遷もありました。改めるところは改め、新しくできるところはつくっていたわけでございますが、今後、ちょうどことで10年目を迎えるということでございますので、新しい体制に向かって、また新しい組織をつくっていかねばならないと思っております。

そのためには、他の市町等も十分研究させていただきまして、時間をかけてじっくり努めていきたいと思ひます。

しかしながら、まんのう町は合併をした関係上、当然、この町役場の周辺にいろんな施設が固まっておればワンストップサービスしやすいところではございますが、いかんせん、合併した関係上、それぞれの旧の施設で、新しい十分使える施設が残っておりますので、そういった既存の施設の有効活用も含めて、課の改編も十分検討していきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、田岡議員。

○田岡秀俊議員 当然、さまざまな課題があるのは私も承知しておりますので、今回は問題提起ということでとどめておきたいと思ひますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。

○関洋三議長 議席番号3番、田岡秀俊君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号2番、川西米希子君、1番目の質問を許可しますので、前へお願ひします。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。今回は二つの質問をさせていただきます。

それでは、一つ目の質問です。学校司書導入についてです。

(大西樹議員退席 午後1時22分)

1冊の本との出会いが、その後の人生を変えることがあると言われます。本との出会いをより多くつくるのが、子供たちの豊かな心と、生きていくための力を育てることを確信している一人として、学校司書の配置の実現について質問をさせていただきます。

司書の配置は、学校図書館を本が置いてあるという場所から、本と子供との出会いの場、オアシスに生まれ変わらせるということであると思います。

国において、昨年6月、学校図書館法の改正がなされ、初めて学校司書が明記されました。学校司書とは専門的な知識、経験を有する学校図書館担当の事務職員であり、事務職員という立場ではありますが、学校図書館に常駐し、図書館の管理、運営、資料提供、読書相談にかかわる業務を担当するとされています。(川原茂行議員着席 午後1時23分)

現在、まんのう町の学校には司書の配置がなされていません。もちろん、各学校において読書の重要性は十分認識をされいて、取り組みもされていると思います。しかし、各学校に司書が配置されたならば、図書館がさらに利用しやすく整備され、本に親しむ機会もふえ、子供たちにとってより身近な場所になると思います。

また、先生にとっても、教科や総合的な学習等での資料を利用した授業への協力や援助等も受けることができ、教師支援にもつながるのではないのでしょうか。

(大西樹議員着席 午後1時24分)

昨年10月末に、島根県松江市に教育民生常任委員会視察に行かせていただきました。先進的取り組みである松江市の子ども読書活動推進事業について学ばせていただきました。

また、先日、丸亀市城北小学校の学校図書館を視察させていただく機会があり、司書の方から直接お話を伺うこともできました。

校長先生より、司書がいることにより図書ボランティアの協力が増していること、学校と図書ボランティアをつなぐコーディネーターの役割を司書が担ってくれている等のお話もお聞きいたしました。

また、司書の配置によって図書館が生まれ変わり、子供たちの読書量が格段にふえたとお話もお聞きいたしました。

図書委員の児童が生き生きと本の貸し出し作業を行っている姿も目にしました。

図書館の充実が子供たちの成長によい影響を与えることは間違いないと改めて感じました。子供たちの成長は待ってくれません。既に全校に司書を配置して、よりよい図書環境を整えている自治体もあります。

まんのう町においても、早期の司書の登用、そして全校配置を望むものですが、学校司書の登用と配置についてはどのようにお考えになりますか。お考えをお尋ねいたします。一つ目の質問は以上です。

○関洋三議長 答弁者、教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 川西米希子議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、改正学校図書館法は平成26年6月27日に公布され、本年4月1日から施行されております。その第6条に「学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という）を置くよう努めなければならない。」とあり、学校司書が明記されました。

改正の背景には、学校教育は児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探求学習、読書などの活動を通じて、子供たちの豊かな人間性を培うことが求められている。こうした教育の実践にとって学校図書館の活用は欠かせないものであり、図書資料の充実ばかりでなく、人の配置もまた大切な課題となったという認識があります。

言うまでもなく、子供たちが生きる力を培い、激しく変化し続ける現代社会において、豊かな心を持ちつつ、たくましく生きていくためのすべや意欲、姿勢を教え育むことが学校の使命であり、学校という組織の一翼を担う学校図書館もまた大切な役割を担っていることは明白であります。

そして、学校図書館が担うことを求められている役割、機能として、文部科学省が主催する子どもの読書サポーターズ会議から出されたこれからの学校図書館の活用のあり方等についてという報告書は、次の三点を上げております。

第一点として、読書センター、学習・情報センターとしての機能、第二点として、教員の授業改善や資質向上のための支援機能、そして第三点として、子供たちの居場所を提供する機能や、家庭、地域における読書活動の支援機能など、そのほかに分類される機能であります。そして、これらの機能が十分に発揮されるために、専門的業務を担う学校司書の配置の必要性が強調されております。

こうした中、全国的に学校司書の配置が進められており、川西議員御指摘の島根県では100%の配置率となっているのを初め、平成26年5月現在の公立小学校における配置率は全国平均が54.4%となっております。一方、県内におきましても約6割に当たる8市2町において、何らかの形で学校司書が配置されております。

まんのう町教育委員会といたしましても、学校図書館の果たすべき役割や機能の重要性に鑑み、早急に学校司書の配置を進めるべきと考えており、学校司書の役割を十分に果たすことができる人材の確保や、配置後の研修制度のあり方など、クリアすべき課題の解決に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

御答弁の中に、県内でも6割、8市2町がもう既に学校司書の登用をしていると、このように言われました。

また、本町といたしましても、その必要性は十分に認識している、早急に配置するべきであると考えているという本当にありがたいお言葉をいただきました。

それを受けてでございますけれども、各学校には一体どのくらいの本が、今、置かれているのでしょうか。学校が図書を購入する場合、単純に児童数で考えた場合、児童数が少ない学校においては、最低限度の本しか購入できない、もしくは最低限度の本も購入できないなどの実態はないのだろうかと考えるものです。

そこで質問をさせていただきます。

学校図書館標準達成率についてお尋ねいたします。

御存じのように、国において、学校図書館に整備すべき蔵書の数を学校規模に合わせて標準をあらわしたのですが、学校間でのばらつきはないのでしょうかというところも大変に気になるところでございます。各学校の達成率については、この場でお聞きしてもお答えいただけるものは承知しておりますので、学校図書館の蔵書の充実を図るために、まんのう町としては学校図書館の図書館標準達成率については意識をして取り組まれているのでしょうか。これが一点です。

もう一点、現在の標準達成率について、蔵書の数について、各学校間でばらつきがあると認識をされているのでしょうか。大きな差はないと認識されているのでしょうか。この二点についてお尋ねいたしたいと思います。

○関洋三議長 再答弁、斉藤教育長。

○斉藤教育長 川西議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、学校図書標準についてということですが、若干古い資料になりますけれども、平成23年度の状況ということであれば、今すぐにでもお話をさせていただけるんですけども、この当時、琴南中学校は標準率179%、満濃中学校136%、高篠小学校244%、四条小学校162%、満濃南小学校209%、長炭小学校160%、仲南小学校155%、そして琴南小学校90%。この時点で100%を切っておるのが琴南小学校でありましたけれども、実はこの時点で図書の整理をして、廃棄するという時点がありまして少なくなっておるんですが、その後は100%を超えております。ですから現在もこの100%をほぼクリアしているという現状は認識いたしております。

二点目の、差はあるかということですが、今、申しましたように、200%を超える達成率をしている学校もあれば、100%を少し超えるパーセントの学校もございます。これにつきましては、それぞれの学校の事情もありますので、それぞれ同一のパーセントということにはなかなかできないような部分もありますので、我々としては、できるだけ100%を超えて有意義に活用できる内容をそろえていけたらいいなというふうには思っております。

今後とも、学校図書館の図書資料についても、十分配慮してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 ありがとうございます。23年度の達成率をお聞きいたしまして、多いところでは244%、また少ないところでも、琴南小学校、今現在は100%を超えているということで本当に安心をいたしました。蔵書について認識をされており、取り組まれていると。多くの本が子供たちが手に取ってくれるのを待っている状態であると。本当に御答弁を聞いて安心をいたしました。

この蔵書の中に、古いなどの理由で、長年、誰もが手にとることのなくなった本がまだまだ含まれているのではないかとということも気になるところでございます。本当に必要な本が取りそろえられているのかどうか、こちらの判断も今後は必要になってくるのではない

いでしょうか。このようなことも、学校司書がいれば細かく対応できるのではないのでしょうか。

再々質問に移ります。

まんのう町には、2013年、蔵書4万点をそろえる町内初の公立図書館であるまんのう町立図書館が開館いたしました。学校図書館支援センターとして、学校図書館と町立図書館が、また、幼稚園、保育所が、また、こども園が町立図書館と連携をすることが、子供たちの図書環境や学習環境の充実にさらにつながっていくと思いますが、町立図書館との連携についてはどのようにお考えになりますか、お尋ねいたします。

○関洋三議長 再答弁、斉藤教育長。

○斉藤教育長 川西議員の御指摘のように、町立図書館がやっとできまして、本当にたくさんの人たちに活用していただいております。その一般の町民の方たちとあわせて子供たちがどのように図書を活用しているかということについては、今、ちょっと手持ちの資料がありませんので、詳細な資料はお示しできないんですけれども、例えば満濃中学校の子供たちのかなりの部分の人たちが、いわゆる町の図書カードを保有しているということは校長先生のほうからお聞きしておりますし、先生方が図書を活用しているという話もお伺いしております。ということは、そういったことを子供たちに紹介していただけるということもありますので、連携というのはある程度なされているのかなということは言えると思います。

ただ、具体的に小学校で図書館のデータが全て活用できたり、あるいはそれぞれの学校ごとにどれだけのものがある、どれを、今、活用しているというようなデータを互いに共有するようなシステムは構築されておきませんので、なかなかそういった活用はできてはおりません。

教育委員会としては、先ほども申しましたように、子供たちが図書を幼いころから十分に活用するという条件をクリアしていきたいなというふうに考えておりますので、将来的な課題としては、そういったネットワークの構築というのも十分考えていかなければならないというふうに考えております。

先ほど議員御指摘の島根県のほうでは、教室で何十冊か使うというときに、市内の各学校に何が何冊あるかも把握しているの、それを取り寄せてくれる。だからある授業が完璧にできるということも聞いております。将来的には、まんのう町におきましても、そのような図書館活用のあり方ができればいいなというふうには考えております。これは我々の今後の課題ということで認識させていただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。町立図書館との連携は、今後の課題であると、このように御答弁をいただきました。

まんのう町の町立図書館複合施設整備事業にかかわる業務要求水準書の中に、町立図書

館を本町小中学校図書館及び公民館のハブ図書館と位置づけ、さらに県内外の図書館蔵書等の横断検索、情報提供の連携を計画、実施すると、このように書かれておりますので、ぜひこれを実施していただける日が来ることを心待ちにしております。

学校には司書教諭や図書を担当する先生もおいでだと思いますが、本来の教師としての職務だけでも多忙である上に、図書館教育の計画、立案、また、教師用、児童用図書の購入計画、購入した本の研修、登録、読書活動、学習活動の支援等も担っていくことは本当に多忙をきわめると思います。一日も早く、本町においても各学校に司書の配置がなされ、図書環境もさらに充実することを、いま一度、要望いたします。

学校司書配置の際には、学校司書が継続的、安定的に司書としての仕事に取り組めるよう、司書間の横の連携、また、各司書のノウハウによって学校間に大きな格差が生まれることのないよう、研修等により技術、手法、情報の均衡がとれるようにしていただきたいと要望いたしまして、私の一つ目の質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 それでは、川西議員、1番目の質問をこれで終わります。

続いて、川西議員、2番目の質問を許可いたしますので、始めてください。

○川西米希子議員 それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問はロタワクチンの接種助成についてであります。予防医療であるワクチン接種を行うことで、社会の宝である子供たちが健康に成長でき、医療費削減にもつながり、子育て世帯の保護者の負担軽減ともなるロタウイルスワクチンの接種助成についてお伺いいたします。

ロタウイルスは5歳未満の乳幼児におけるウイルス性胃腸炎の主な原因微生物であり、非常に感染力が強く、5歳までにほぼ全ての乳幼児が感染します。

主な症状は水のような下痢、嘔吐、発熱、腹痛です。乳幼児は激しい症状が出る 경우가多く、特に初めて感染したときには症状が強く出ます。下痢と嘔吐で急速に水分が失われるため、水分補給が重要となりますが、嘔吐と下痢を繰り返す幼い子供に水分を摂取させることは容易ではありません。水分摂取が十分でない場合、急速に脱水状態に進行するため、入院治療を要する場合も多く、5歳未満の乳幼児がロタウイルス性胃腸炎で入院する頻度は、40人から60人に1人との調査結果も出ています。

また、ロタウイルスに感染しても特殊な薬や治療法はなく、ただ対症療法しかありません。症状に応じて必要な対症療法を行いながら、ウイルスが体外に出るのを待つしかないので、子供にとって大変に苦しい病気です。

また、脳炎、脳症などの重篤な神経系合併症などを発症することもあり、日本における小児の急性脳炎・脳症のうち40%がロタウイルスによるもので、これはインフルエンザ、突発性発疹症の次に多いとされています。

さらに、治療後の後遺症率はインフルエンザ脳症の25%に比べ、ロタウイルス脳症が38%と、インフルエンザより高くなっています。

このように子供たちの大切な未来を奪うような病気です。我が子に苦しい思いをさせな

いために、ワクチン接種をしてあげたいと思うのが親心ですが、問題になるのが接種費用が高額だということです。

ロタウイルスワクチンは定期接種ではなく任意接種であるため、接種費用が1回当たり1万2,000円から1万5,000円と高額です。ワクチンは2種類あり、2回もしくは3回の経口摂取が必要で、どちらのワクチンも合計約3万円の費用がかかります。子育て世代にとっては大きな負担であり、経済的基盤によって接種が受けられない乳幼児も生じるということは、全ての子供の健康を守る意味からも問題があるのではないのでしょうか。

また、ロタウイルスに感染すると、医療費はもちろんのこと、嘔吐、下痢が続くため、おむつ交換や頻回な衣類の交換、洗濯、経口飲料の購入などの医療費以外の支出も多くなります。仕事を休まなければならない場合は、労働損失も発生します。

日本小児科学会のロタウイルスの早期定期接種化に関する要望書の中で、国の試算では、日本の出生数110万人として、医療費以外の支出や労働損失も含めたロタウイルスによる1件当たりの経済的負担は、入院治療17万6,798円、通院治療で5万717円とされており、総額では年間540億円に上ると推計をされています。この試算をまんのう町の平成26年度の出生数135人の比率から算出いたしますと、ロタウイルス胃腸炎による総疾患負担額は約660万円になります。

ロタウイルスは、毎年、冬から春にかけて全国的に流行します。大変に感染力が強いため、衛生環境を整備し、適切な感染防止策をとっていたとしても、感染を防ぐことは難しく、ワクチン接種による発症予防が、唯一、そして最も重要な感染を防ぐ方策です。

以上のような理由から、多くの乳幼児に広く接種が行われ、何より大切な命と健康を守っていくためには、接種の勧奨と公費助成が必要不可欠ではないのでしょうか。

現在、既に接種助成をしている自治体もあります。香川県では東かがわ市、さぬき市、直島町が既に半額助成をしています。来年度からはさらに二つの市でも助成を行う予定だそうです。予防医療を行うことで、子育て世代への負担も軽くなり、子供の健康も守り、医療費の削減にもつながります。また、少子化対策や子育て支援に力を入れるとする町の方針とも合致するのではないのでしょうか。公費助成をまんのう町においてもぜひ実施していただきたいと思うものですが、どのようなお考えかお聞かせください。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 川西議員の、ロタワクチンの公費助成についての御質問にお答えいたします。

現在、予防接種は、予防接種法に基づいて各病気の予防として公費でワクチン接種を行う定期接種と、自己負担による任意接種があります。

公費助成の定期接種は、感染することで最悪死亡に至るものや、完治はしても後々重い後遺症が残るものなど13種類が指定されています。成人を対象とした季節性インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチンを除く11種類で、計二十数回の予防接種は乳幼児期に行う予防接種として指定されております。

今回、御質問のありましたロタウイルスワクチンについては、現在のところ、自己負担でワクチン接種を行う任意接種となっております。

県内自治体の任意予防接種に係る助成状況としては、直島町がロタウイルス、B型肝炎ウイルス、おたふく風邪、さぬき市、東かがわ市がロタウイルスを、また、子どもインフルエンザは、本町と善通寺市が一部助成を行っております。

なお、ロタウイルスワクチンにつきましては、三豊市、観音寺市等が28年度から予定や検討していると聞いています。

あと、成人の風疹予防接種を高松市等が行うなど、各市町が独自の対策として任意予防接種の助成を行っております。

今回、川西議員さんより御質問のありましたロタウイルスにはほとんどの乳幼児が5歳までに感染すると言われており、子供だけでなく大人の方も感染します。

症状としては、激しい吐き気と嘔吐を引き起こすウイルス性の急性胃腸炎で、脱水症状を起こす可能性が高く、合併症としてけいれんや心筋炎を起こすなど、感染した月齢が低ければ低いほど重症化しやすいと言われております。

このことから、ロタウイルスワクチンの接種は、生後6週から生後32週までに2回もしくは3回の接種を終えていることが望ましいことから、生後2カ月からスタートする定期接種（ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン）と同時期に接種する必要があるなど、予防接種のスケジュール管理が重要になります。

さきの接種回数で2回もしくは3回と申し上げましたが、ロタウイルスワクチンは2種類あり、接種費用も1回当たり7,000円から1万3,000円と高額になっていることから、接種をちゅうちょされている方も多くおられます。

そのほか、ロタウイルスワクチンが生ワクチンのため、接種後、便と一緒に排せつされることから、家族が新たに感染してしまう可能性があるため、家庭内で感染しないように気をつけなければならないなど、事後の予防も必要になってまいります。

また、定期接種の中にも一定の頻度で副作用が発症する事例が報告されており、重い痛みや、中には重い神経症による障害が発症したことから、予防接種が自粛されたものもあるなど、接種する機会の多い乳幼児期の予防接種に不安を感じている方も多くおられると聞いております。

このことから、予防接種を受けることが事後の病気を未然に防ぐことにつながりますが、また、一方で副作用による危険性を含んでいるのも事実としてあります。

国も社会の宝である子供たちが健康で成長できるようにするため、危険性、緊急性などの優先順位により定期接種化を決定しております。

本町におきましても、町の将来を担う子供たちの健康と子育て世帯の負担軽減を図るため、国の動きや近隣市町の動向を注視する中で、本町の財政状況も勘案し、ロタウイルスワクチンの予防接種助成を実施できるよう、今後も検討していきたいと考えておりますので御理解くださいますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** 再質問、川西議員。

○**川西米希子議員** 御答弁いただきましてありがとうございます。

世界保健機関はロタウイルスを防ぐためにはワクチンが有効であるとしております。国では第4回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、先ほども町長さんの御答弁の中にありましたけれども、B型肝炎やおたふく風邪、ロタワクチンについては、引き続き、定期接種化について検討する旨の内容が審議され、了承されたということです。3ワクチンとも早く定期接種化されることを望んでいる保護者の方も多いのではないかと思います。

ロタウイルスの流行期間は、例年、冬から春にかけてと言われております。これからの季節です。まんのう町においても、毎年、幼稚園や保育所でロタウイルスを中心とする胃腸炎が発症していると思いますが、近年の発症状況についてはどのように認識をされているのでしょうか。この点、お尋ねいたしたいと思えます。

○**関洋三議長** 答弁、担当課、健康増進課長、見間照史君。

○**見間健康増進課長** 失礼します。川西議員さんの御質問にお答えいたします。

本年4月でしたけど、本町におきましてロタウイルスによる食中毒が発生しております。大方二十数名の方が罹患されております。それに対しまして、健康増進課でも、以後、食中毒の予防に関する講演とか講習会を開きまして、啓発を行ってきております。以上です。

○**関洋三議長** 再質問、川西議員。

○**川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

今、課長さんが言われましたのはノロウイルスではないでしょうか。食中毒はノロです。私が質問させていただいているのはロタです。

○**関洋三議長** 再答弁、担当課長、見間課長、お願いします。

○**見間健康増進課長** 御質問にお答えいたします。

先ほど言った4月の分なんですけど、ノロも出たんですけど、ロタも出たというふうに記憶しております。調べさせていただいて、また御報告させていただけたらと思えます。

○**関洋三議長** 再質問、川西議員。

○**川西米希子議員** またよろしく申し上げます。

ロタの場合も大人でも感染するということですので、4月の時点で発症したのかもわかりません。

感染を予防したり、感染を拡大しないようにすることが非常に重要であると思えます。感染を広げないようにするために、おむつの適切な処理とか、手洗いの徹底とか、おむつ交換時は使い捨ての手袋を使用して、捨てる場合はポリ袋に入れる。また、手洗いは指輪や時計を外して石けんで30秒以上のもみ洗いをする。ロタウイルスにはアルコールなどの消毒薬では効き目がない。便や吐物で汚れたものは、家庭用塩素系漂白剤でつけ置きをした後に、他の衣類と分けて洗濯するなどの基本的な知識を繰り返し普及させていくこと

が必要なのではないのでしょうか。

ロタウイルスは幼稚園や保育所、学校等で集団感染をしたり、兄弟間でも容易に感染する感染力がとても強いウイルスです。正しい知識と正しい対応が感染拡大を防ぎ、保護者や保育士の先生方の負担の軽減にもつながるのではないかと思います。

流行の季節を迎えるに当たって、毎年、講習会などはされているのでしょうか。ロタウイルスに対する対策はお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、担当課、見間課長。

○見間健康増進課長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、ロタ、ノロのウイルスに関しましては、食中毒ということで、毎年、冬場から春先にかけて発症するといったことがありますので、そちらに関しまして啓発、講習会と、毎年、その時期に合わせて実施していきたいと思っております。これからもそれらを実施していきますので、御協力をよろしくお願いできればと思います。

○関洋三議長 再質問、川西議員。

○川西米希子議員 幼稚園、保育所などでの集団感染を食いとめるのが非常に重要であると思いますので、しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

予防接種事業は行政が行う事業の中でも、安全性の確認も含めて、直接命と健康にかかわることを扱うわけですから、最も重要な事業の一つであると思います。慎重にならざるを得ないことは承知をしております。

しかしながら、一価ワクチンは2回接種、五価ワクチンは3回接種が必要ですが、どちらも2回接種は6カ月までに、3回接種は8カ月までに、摂取できる期間が決められています。これは副反応である腸重積が起こりにくい低い年齢で摂取することを目的としているためです。

まんのう町で公費助成を実施した場合の試算をしてみました。2014年度の出生者数135人で試算をいたしますと、ゼロ歳のうちにワクチン接種を受けることになるので、ゼロ歳135人、3回接種で合計2万7,000円と計算します。半額を助成、接種率を50%で換算しますと約91万円です。予防費用にかけたお金は、病気にかかるリスクが少なくなる、重症化が抑えられるということで、まんのう町の子ども医療費の削減にもつながるのではないのでしょうか。削減されたお金は財政に戻ってくるということです。

今回より実施されているインフルエンザの予防接種も含めて、保護者の皆様からの、本当にありがたいです、助かります、まんのう町は子育てに力を入れている町だということをよく耳にするようになりましたよとのお声もお聞きすることが多くなりました。

先ほども申しましたが、ロタウイルスワクチンは接種できる期間が限られております。慎重かつ積極的に情報の収集を行って、検討をしていただきたいと思います。

最後にもう一度、この点をお伺いいたしまして、私の二つ目の質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 答弁、担当課、健康増進課長、見間照史君。

○見間健康増進課長 川西議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

町長、執行部とも相談させていただいて、財政状況等も勘案させていただいて、早く取り組めるように検討していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、議席番号2番、川西米希子君の発言は全て終わりました。

ここで休憩をとります。議場の時計で2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号9番、大西樹君、前へお願いします。

○大西樹議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、公共建築物における木材利用についてであります。また、要旨といたしましては、まんのう町において、過去5年間低層階の公共建築物の本格的な木材建築はあるのか、また今後、公共建築物での木材利用についてどのように考えているかという質問内容であります。

私はかねてより、森林は育てるから使う時代へ移行していると考えております。まんのう町においても、木材利用を促進することで健全な森林環境を持続し、先人たちが整備、育成した森林資源を循環させることが、後世に引き継いでいただく重要なポイントだと感じております。

日本は国土の66.3%を森林が占め、世界でも3番目の森林国です。その森林の約40%は人工林で、戦後に植栽された人工林の多くが本格的な利用期を迎えております。

森林資源は、毎年、約1億立米増加し、現在の蓄積量は約49億立米、その中には利用されずに放置され、間伐などの整備が必要な森林が多く存在します。

森林は土砂災害や地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしにも密接なかかわりがありますが、手入れをせずに放置することで、さまざまな弊害をもたらしています。

森林を健全に育て、ふえ続ける森林資源を有効活用すること、国産材の利用を拡大することが求められております。

森林は木材を生産するだけでなく、さまざまな働きを通じて、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしています。

根が土壌を固定して土砂災害を防止し、土の表面が下草や落ち葉、枝などで覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防いでいます。

また、森林の土壌が雨水を蓄えて、徐々に河川に流すことで、洪水の緩和や水質浄化機能を担っています。

さらに、木々は大気中の二酸化炭素を吸収して、炭素を貯蔵し、地球温暖化防止にも貢

献しているのです。

こうした国土保全、水源涵養、地球環境保全などの機能は、森林の有する多面的機能と呼ばれています。その機能を将来にわたって十分に発揮していただくには、森林を適切に整備し、保全する必要があります。

国内の人工林には間伐をしなければならない段階のものも多く、健全な状態を取り戻すには、植える、育てる、伐採する、利用するという流れを循環させることが重要になります。この循環のポイントになるのが木材の利用です。国産材を積極的に使うことで、木材の代金が山村に戻り、森林の整備や植林へとつながっていくのです。

日本の木材需要は2009年を底に回復傾向がありますが、木材の総需要に占める輸入の割合は依然として7割以上を上回ります。国内の人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用と林業の産業成長を図ることが近々の課題であります。

町内の資源を見てみますと、町有林を含めました民有林の面積は1万1,000ヘクタールであり、戦後植林をしたスギ、ヒノキが約3,000ヘクタールあり、その中で用材に使用可能と思われる50年生以上の森林は750ヘクタールであります。我が町を含め、香川県内では主に松の植林を進めてきたため、その後の松くい被害において、ヒノキを再造林した箇所が多く、そのため他県よりも林齢が若く、生育がおくれている状態であるが、ようやく先人たちが育成した森林資源を有効に活用していくべき時期が到来しようとしています。

このようなことからも、私は皆様に木のよさを知って、もっと使っていただきたいと思えます。

今後の町内の森林資源の活用は、公共建築物での利用は無論のこと、民間建築物での利用により、官民一体となった政策が必要であると思えます。

現在、まんのう町では平成27年4月1日から、5カ年若者住宅取得補助事業を行っております。この制度は、更新日において満40歳以下の若者が町内で自己名義の新築及び中古住宅を取得する際に、取得費用の一部を補助する制度であります。先日も総務委員会で交付金額の件数が多く、好評だとの報告を受けて喜んでいることです。これは栗田町長がいち早く決断し、実行に移したことが若者の心をつかんだのではないかと考えております。

例えば、この制度を使って若者が新築住宅を建てる際に町産材を使用し、現在の金額に上乗せをしていただければ、民間建築物の町産材の利用促進及び若者の定住につながると考えられます。

多くの方が御存じのように、木造建築物にはRC構造、S構造にはないよさがたくさんあります。その一例として、学校に使用すると、調湿機能、熱伝導の低さ等から、木質化された校舎では、インフルエンザの学級閉鎖が少ない、また、生徒の集中力が高まる等の効果が認識されつつあります。子供やお年寄りのいる家も同様と考えております。

若者たちの家庭には小さなお子様がいらっしゃると思いますが、幼いころから木に触れ

ることで木のよさを知ってもらい、将来、その子供たちが大きくなって、木材で家を建てていただければ、森林資源の循環につながります。

また、国の動きといたしましても、昭和30年代には公共建築物等を非木造化にする方針が示されるなど、戦後、長く非木造化への流れが続きましたが、平成22年、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行され、日本再興戦略による森林の成長産業と、森林を優先的に利用し、需要拡大を図る方向に変化しております。

このようなことから、まんのう町においても木材を使用し、森林環境を守っていく必要があると考えますが、まんのう町長として、まんのう町としてのお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 大西樹議員の、公共建築物等における木材利用についての御質問にお答えいたします。

最初に、我がまんのう町は総面積1万9,445ヘクタールのうち、約7割となる1万3,273ヘクタールを森林が占めており、自然環境の観点から見れば、美しい景観と豊かな生物多様性を持つ町で、産業的な観点から見れば、豊かな森林資源を持つ町と言えます。

そして、その森林は貴重な自然や動植物を保護し、地球温暖化防止、水源かん養、山崩れ防止などの公益的機能、つまり森林がもたらす恩恵が維持できるように、人の手で管理、保全していく必要があると考えております。

現在、拡大造林のときに植林したスギやヒノキなどが成熟し、収穫期を迎えております。しかし、木材の約8割は輸入材を使っていることから、国、県、町産の木材は使うべき時期を迎えておるのに、使われず放置されている森林資源が目立つようになり、需要の低下に伴い、森林を手入れする費用も賄えず、荒廃している森林も少なくありません。

このような状況の中、香川県では、国において平成22年に策定された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第8条に基づき、平成24年3月、香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針を策定しております。

その方針に基づき、新たに整備される公共建築物において県産材を積極的に使用した木造化、木質化を進めており、駐在所の全体木造化や高校体育館などの壁面木質化を鋭意進めております。

まんのう町におきましても、平成26年3月に、町が整備する公共建築物等における県産木材の利用を促進するため、まんのう町公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針を定め、低層の公共建築物において積極的に木造化を促進することとしており、延べ床面積500平方メートル以下の施設において県産木材の利用に努めるとともに、高層、低層にかかわらず、直接町民の目に触れる機会の多いと考えられる部分を中心に、内装などの木質化を促進することとしております。

そのような状況の中、町の過去5年間の本格的に木材を利用した建築物といたしまして

は、平成22年度に完成したかりんの丘公園交流施設であります。延べ面積192平方メートルのうち、木材利用量27.4立方メートルに対して県産材木材を18.3立米使用しております。

また、本格木造化ではありませんが、平成25年度改築した満濃中学校においては、普通教室の腰板などに7.4立方メートルの木材を使用し、平成26年度増築した高篠小学校においても、腰板などに3.5立米の木材を使用しております。

また、今年度完成しました仲南こども園では、県産及び町産木材を廊下の腰に張り、天井などに6.5立米使用しております。木造化できない公共建築物においても、県産、町産木材を使用して木質化を図っているところでございます。

今後の公共建築物における木材利用の方針といたしましては、二点ございます。

一点目は、今後、建築が予定されております四条及び満濃南小学校区の放課後児童クラブの低層建物は町産木材を積極的に取り入れた木造化を図り、教育施設、庁舎等の改修工事では、内装材等を町産材による木質化を進めてまいります。

二点目として、町整備公共建築物だけではなく、町産材を利用して新たに建築した住宅などに補助金を交付する事業を検討中でございます。

このように木材を利用した公共建築物を整備することで、木のぬくもりや優しさという質感に加え、衝撃を吸収し、室温や湿度を調節するという特性を生かし、施設を利用する町民が健康的で快適な環境を創出するとともに、木材需要の拡大を図り、森林の適切な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、大西樹議員。

○大西樹議員 先ほど、町長の答弁の中にも、公共建築物における木材促進に関する法律が平成22年10月に施行されたもので、この法律に基づき、国が整備する低層の公共物は原則木造化等の目標設定がされております。

全国都道府県1,478市町村が、平成27年7月末現在、全国市町村の85%で国の基本方針に即した木材利用方針の策定が既に完了し、全国市町村において多くの実行に移された公共建築物が完成しております。

我が町のいろいろな公共施設にも多少の木材を使用しておりますが、ほかでは、代表的なものを上げてみますと、役場の本庁舎、それから学校、老人ホームや保育所、病院、体育館、鉄道等ターミナル、空港、消防署、これは本当に全部がCLTとかいろいろな工法を使って国産材を使用した公共建築物が日本全国に広がっておるところでございますので、もう少し、来年にはまんのうの仕様は、躯体からの建築物が木造化するということで、今、町長さんお話になっておりましたが、これからもっと積極的に木材を使っていたきたいと思っておるところでございます。

そして、先ほどちょっと申しましたが、若者定住で補助金のお話を少しさせていただきましたが、その分については現在の分に上乗せしていただきたいということでございます。

が、その辺はどうお考えになつとるかということと、それと、これからいろいろ木材を使用させていただくということですが、一点、私、気になっていることがありますので、ちょっと申し述べたいと思います。

木材建築材をどこで調達するかというのが問題であります。まんのう町には、現在、二つの森林組合があります。森林組合は、今後、永続的な森林を供給していくことが求められます。このような観点から、森林組合には森林施業の集約的及び人材育成を軸とした効率的かつ安定的な森林の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給に必要な体制を構築していきたいと思いますというところで、森林組合にお願いするしかないのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、現在の森林組合に対する町内の森林面積では、近代的な作業運営ができておりません。そのため、高性能機械の導入により、高効率の作業システムの構築が急務だと考えられております。

そうしたことから、町内の木材の利用促進と永続的な供給をしていただくためには、今後、森林組合の思い切った改革が必要であると考えられます。

まんのう町内には整備、育成された国有林が2,000ヘクタール以上ありますので、この事業も視野に入れ、二つの森林組合を合併し、高性能機械を組み合わせた低コスト、高効率作業システムの構築を提案いたしたいと思います。まんのう町長としていかがお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、第一点目の若者定住促進事業でございますが、これに関しましても、まんのう町産材、また県産材を取り入れた何らかの方策を、今後、検討してまいりたいと考えております。

二点目の森林組合についての御質問でございますが、まんのう町内の林業活性化に資するものとして、やはり森林組合の活発な活動はどうしても必要であるというふうに思っております。しかしながら、まんのう町内には二つの森林組合が存続するというところでございまして、町といたしましてもスケールメリット、また効率的な観点からも、一つの森林組合が望ましいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、大西樹議員。

○大西樹議員 町長から、今、森林組合につきましても、一つの森林組合が望ましいということでした。これから全国いろいろなところで森林組合の合併も10年前から始まっております。そういうことからの話だと思います。とにかく、これからこのまんのう町でたくさんの森林が待っております。それを皆さんがいかに利用して、そして先人の方々が汗水流した、とうとい木材を利用していくことが、まんのう町がそれを取り込んで、ほかの町にないように考えて、これからもそういうことを中心に、香川県の中で活動していただけたらと思います。

最後になりますが、今まで多少のまんのう町の木材使用については、私はちょっとおくられているんじゃないかなということで、これからはおくれた分を取り戻すようによろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。最後に町長よろしくお願ひします。

○**関洋三議長** 再答弁、栗田町長。

○**栗田町長** 大西議員さんの質問にお答えいたします。

今後とも、一層おくれた部分を取り返すべく努力をしまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**大西樹議員** ありがとうございます。

○**関洋三議長** 以上で、議席番号9番、大西樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

議席番号13番、大西豊君、前へお願ひします。

○**大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

午前中より、T P P関係で農業問題について2名の方が質問いたしましたが、私は集落営農について質問をさせていただきます。

まんのう町の基幹産業は農業であります。農業の振興が本町の重要な課題であります。政府においても、T P P農業対策として国産農産物の強化による食料の安定供給、受給率の向上、農家の減収を補填する収入保険制度の検討及び農林水産省が進めている集落営農は、集落を単位として農業生産過程における一部また全部についての共同化、統一化に関する合意のもと実施される営農を目指しています。一般的に一定のまとまりのある団地的土地利用や、機械の共同利用による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、地縁的な関係を基調とする1ないし複数の集落を基盤、農業生産力の一層の向上を期待し、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力のもとに行う営農です。

このような集落営農はさまざまなメリットがあります。例えば、経営の効率化が図られ、機械の整備には国の支援があります。2番目、農業、農村の維持、発展が図れます。3番目、米の所得補償交付金には集落営農で加入するほうが有利です。4番目、法人化することにより、継続的な運営が可能となる。このようなメリットがあります。

まんのう町は、今後、集落営農にどのようにかわり、推進、発展させようとしているのかお伺ひいたします。

○**関洋三議長** 答弁、栗田町長。

○**栗田町長** 大西豊議員の、集落営農についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、まんのう町の基幹産業は農業であり、T P P対策として集落営農の重要性が高まりつつあります。

集落営農のメリットとしては、次の5点ほどが考えられます。

1点目は、機械や施設の共同利用による生産コストの低減です。

個々の農家で使用していた農業機械や施設が共同化されることで、コストの削減が見込めます。国の見通しでは、経費の大幅削減、労働時間の短縮、所得の大幅アップが実現できるとしております。

2点目は、役割分担、技術の統一による効率化、品質アップでございます。高齢者や女性、兼業農家など、個々の適正や体力に応じた役割分担が可能になります。また、機械作業が均一化され、栽培技術が統一されることで、反収の増加や品質の向上も見込めます。

3点目は、農業経営基盤の強化による後継者の育成確保です。

集落営農により生産性の高い農業経営が実現することで、後継者の育成、確保が期待できます。先祖代々の農地が守られることで、その集落で営んできた農業の歴史が次世代に引き継がれます。

4点目は、農地の一元的な利用による耕作放棄地の減少です。

農地の貸し借りや作業の委託を安心して行えるようにするため、耕作放棄地の減少が期待できます。また、稲以外の作物も導入しやすくなるため、農産物加工も含めた複合経営が期待できます。

5点目は、集落活動の増加による集落全体の活性化でございます。

集落営農を進める過程で、集落内での話し合いや共同作業などがふえるため、集落全体の団結や活性化が期待できます。また、伝統行事の継承など、農業以外の面でも集落活動の活発化が期待できます。

次に、担い手となることで受けられる支援については、国の政策では、法人化の計画を持つなど一定の要件を満たす集落営農組織を担い手と位置づけ、認定農業者と並び集中的な支援を行っております。

担い手と認定されることで、水田・畑作経営所得安定対策を初め、非常に大きなメリットがある支援を受けることができます。

このことから、集落営農を考える場合は担い手としての要件を視野に入れることが重要であり、香川県においても、集落営農に対する予算の重点配分がなされております。

次に、集落営農が担い手となる要件についてでございますが、次の5点ほどございます。

1点目は、地域の農地の相当部分を受託することを目標にすることと、5年後に集落営農組織が地域の農地の3分の2以上を受託することを目標にしている必要がございます。

2点目は、規約が作成されることです。代表者、構成員の加入及び脱退、総会の議決事項・方法、農用地や農業用機械等の利用及び管理等に関する事項等を定めた規約が必要でございます。

3点目は、一元的な経理を行っていることです。構成員全てで費用を共同負担（資材の一括購入等）するとともに、利益を分配（組織名で出荷・販売し、労賃等を分配）している必要がございます。

4点目は、主たる従事者の農業従事者の農業所得について、一定水準の目標を設定する

ことでございます。組織運営の中心となる主たる従事者の目標とする農業所得額が定められている必要がございます。この一定水準とは、市町村の基本構想に定められた目標農業所得額と同等以上の水準のことを指します。

5点目は、農業生産法人化計画を5年以内に持つことでございます。これは農業生産法人となる予定時期、法人化のために行う先進事例の調査や研修会の開催、設立準備会や発起人会の設立などに関する計画が必要となります。

以上、集落営農について説明してまいりましたが、町といたしてもTPP対策として、あるいは高齢化対策として積極的にかかわり、さらに推進、発展させてまいりたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、大西豊議員。

○大西豊議員 詳しく説明をいただきましたが、ちょうど私たちの地域も昭和41年から42年にかけて、農業基盤整備事業ということで約10町歩ぐらいの農地を改良し、現在に至っております。そういう中においても、今、俗に言う機械貧乏ということで、継続可能でなく、耕作放棄地に近い農家がふえております。

そういう中で、ちょうど8月ごろ、先輩の方から集落営農についてちょっと勉強会をしないかということで私のほうへ相談がありました。そして県の普及センターの方、また、経済課の担当職員に来ていただき、3月末の集落営農法人化をめどに、毎月、定例会を開いて勉強会をしております。

そういう中で、いろいろメリット、これからの農業はやっぱりコスト意識を持って取り組まなければ持続可能ではないと思います。ちょっと振り返ってみますと、最終的には、今、十二、三人の方が法人化に向けて進んでおるわけでございますが、一世帯当たりの農家に大体1,000万円ぐらいの農機具が大小あります。ということは、1億2,000万円とか1億3,000万円の機械をもって、1反で収入が8万円とか10万円では、絶対に農業は成り立っていきません。

そういう中で、これからのまんのう町の農業を持続可能な農業にするためには、今、農林水産省が進めております集落営農に取り組むことが最も重要だと思います。

そういう中で、あらゆる機会を捉えて、地域の育成、推進が必要であると思います。特にまんのう町では5月には町政懇談会等がありますので、そういう機会を捉えて、この集落営農を進めていただきたいと思いますと思いますが、具体的な推進の方策がありましたら、よろしく申し上げます。

○関洋三議長 答弁、担当課、産業経済課長、高橋守君。

○高橋産業経済課長 それでは、大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

具体的にといいますと、先ほど大西議員さんのほうからもありましたけども、県の普及センターの職員、それから私ども産業経済課の職員が地元へ入りまして、座談会といえますか、研修会を開くというのが具体的でございます。

あと御提案がありました町政懇談会のときにも、また産業経済課のほうで各自治会長さ

んにお知らせをして、こういうのがありますということで広めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、大西豊議員。

○**大西豊議員** 5月にはそういう周知会もしてくれるという御報告がありましたが、できたら、今、まんのう町内において、この集落営農、特定農業も含めてですが、現状をつかんでいる範囲でよろしいですから、現状について御報告をし、今後の目標もありましたら、来年度の予算に向けて御報告いただきたいと思います。

○**関洋三議長** 再答弁、高橋課長。

○**高橋産業経済課長** 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

ただいま、法人化された集落営農の団体が町内には8団体ございます。あと法人化されていない団体が、これは数字としてはまだつかんでないんですけども、私の中の情報といたしましては、二、三カ所、町内がございます。

今から大宮地区のように話を聞きたいという地区もございますので、今後、ふやしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、大西豊議員。

○**大西豊議員** 最後に町長にお伺いします。

まんのう町の総合計画の中でも、自助、共助、公助ということがうたわれております。特にこの集落営農については共助の部分が大きいと思います。こういうことについては、地域みずから取り組んで、共助によっていろいろ成功した事例を見ております。

そういう中で、公助によってその地域が活性化していくと思っておりますので、総合計画等をにらんで、町長のお考えを最後にお伺いします。

○**関洋三議長** 答弁、栗田町長。

○**栗田町長** 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

今現在、国が進めております農地の集約化、また、耕作放棄地の解消等に向けまして、やはりその受け皿となるのは担い手であり、集落営農であるというふうに思っておりますので、今後、一層の集落営農推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 以上で、議席番号13番、大西豊君の発言は全て終わりました。

次が最後になりますが、ここで一旦休憩をとらせていただきます。議場の時計で3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○**関洋三議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

それでは引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。本日、最後の質問者となります。

議席番号4番、合田正夫君、1番目の質問から許可をいたします。

○合田正夫議員 議長の許可を得ましたので、ただ今から一般質問をさせていただきます。

私の場合は、書いたもんはようけ書いとらんで、何を言うやらわからんで、それを最初からお断りしておきますので、よろしくお願いします。

まず1番目、イノシシ対策について。

これはもう何年も前から、私の場合はイノシシ対策でしとるんで、イノシシ対策について、ことし、ずっとしよるんで、9月に質問した内容についての処理場、処分場の、町長がそれから以降、前には検討しますというあれで終わっとるので、どういう検討をしたのか、それを聞かせていただきたいことが一つ。

それと、町として、補助金について、徳島県つるぎ町は、補助金を町が1万円、国がある程度大きくなった親に対して8,000円、子供の場合は1,000円を余分に出しております。

それとまた猿の対策として、モンキードックという犬を飼った者には補助金を出して、育てて追い払う。それも追い払ったら、イノシシ対策にも有効になるんで、犬を飼ってもらって、それにも補助金を出しとる。このつるぎ町というところはイノシシ、鹿、猿対策は物すごくしとるんで、まんのう町が、今後、どういう考えでおるか。それと今後の対策をまず聞いてから、もう一遍質問するんで、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの、イノシシ対策についての御質問にお答えいたします。

私も通告書に基づいて答弁をいたしておりますので、十分な答弁ができなかったときには申しわけございません。

前回9月議会において、解体処理場については、広域的設置を県及び近隣市町や関係諸機関とも連携して研究、検討してまいりますと答弁させていただいたことから、県及び近隣市町、関係諸機関には、機会があるごとに相談を行っております。

なお、解体処理場は、厚生労働省医薬食品局食品安全部長からの野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針としてのガイドラインや、香川県野生鳥獣肉衛生管理ガイドラインの研究、検討をしているところでございます。まずは何分にも、食の安全と安心を守ることが先決と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、イノシシ捕獲の奨励金については、香川県内においては、足並みをそろえて、一頭当たり1万円の支出となっております。また、独自の補助ということも、今後、十分検討はしていきたいと考えております。

今後も関係諸機関と連携して、要望に沿うよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 一つも検討してくれとらんのやけど、イノシシの処理場をつくるか、

つくらんかという答弁をしてもらわなんだら、前向いて進まんのやけど、まずそれから。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 先ほども申し上げましたように、まず一番には、食の安心と安全を守ることが先決と考えておりますので、処理場をつくれるか、つukれないか、つくったほうがいいのか、町にとってメリットがあるのかどうかということ、今、検討しておるところでございます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 町長、これ、近隣市町村の町長と話をほんまにしたんやろか。私、琴平の町長も話をしとるんで、まんのう町に処理場をつくるんやったら、琴平もぜひ話に乗せてもろて、今、地域おこし協力隊も琴平は若い20代、30代の子を雇って、まんのう町より、今、進歩しとりますわ。まんのう町がやるんやったら、琴平もそれに乗っけてくれと。それをしたんやったら、旅館なりなんなりに出せると。今は個人的にしよるところでは、肉は売れんと。そのために、町の産業経済課がもうちょっと、それに真剣に取り組んで、この間も建経の委員会で千葉県君津市へ研修に行つてまいりました。そのときは産業経済課の職員は1人も来ておりません。それで、何で来れなんだんやいうたら、町には金がないという。それで職員が育つかということ。何ぼ議員がいろんなこと言うても、町が対応してくれんのでは、何ぼ言うても一緒。

まずイノシシの場合は、人間は検討しますいうたら待ってくれるで。イノシシや猿やは待ってくれんで。そんなん猟友会の人間が、皆、やめたらどないするん。そのときからは遅いと思う。何でもうちょっと真剣に考えん。山のもんやらが田んぼしよったら、今ごろ、ここらまでイノシシが来よる。きのうもおとついてもずっと新聞でけが人が出たとか、そこまでいってあれしとるに、何でまんのう町として対策ができんのかということ。

この間、行った千葉県君津市は、市、県、猟友会から地域のもんみんなが入つてしよる市です。この間、鳥取へ行ったときも町単独でして、国が補助金を50%から55%出して、町があとを出す。そこまでしてくれるのに、何でまんのう町は検討しますいう答弁ばかりで一つも進展がない。

猟友会のものやって、えさやりに行つたり何したつて、ひど楽でないで。夏はくれるかわからんぞ。冬は一銭もくれんのやきんな。何でそういう対策を、まんのう町として、香川県でトップを切つてうちの町でもやりますいう町長の姿勢が見えんので、そこら辺のところは、町長自身は検討しますではいかんのや。隣の町や、方々で考えときます。それじゃあ一つも進展がない。みんな待ってくれんで。田んぼは荒らされるわ、人間は襲われるわ、皆、困つとるで。

猟友会の人間もずんずん減つていつたら、今に困つたものができてきて、けが人ばかり出るし、やっぱり野生動物はマダニを持つとる。それを個人個人が処理したり何やかいしよったら、それが感染して死に至ることもあるんや。そういうニュースもよく聞くわな。そういうあれがあるのに、処理場を1カ所ですて、それから先は町が県やらと相談して、

どのようにしたらいいか、国はそれをするんやったら何ぼでも補助金出してやるぞと、そこまでの姿勢を見せてくれなんだら、我々、一般質問をする意味ないんや。まず検討しますでは、あほらしいてやめないかんようになる。

今後、どのようにするか、それを聞かなんだら話にならんきん、答弁。

○関洋三議長 答弁、担当課、産業経済課長、高橋守君。

○高橋産業経済課長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

先ほども町長の答弁の中にもございましたけども、イノシシとかというのは広域的におりまして、まんのう町だけではないわけなんです。隣の琴平町なり丸亀市なりと、それからまだもっと広く言いますと、三豊市等とも相談をいたしまして、どこかに処理場があればいいということで協議を重ねておりますというか、相談を行っております。

イノシシですけども、厚生省のガイドラインというのは相当厳しいものがあります。香川県のガイドラインもございまして、香川県のほうが緩やかだったわけなんですけども、また平成27年度にガイドラインが改定されまして、厳しくなるということを知っております。

ガイドラインによりますと、なかなか事務的にも複雑になります。狩猟者としても、狩猟者の指名とか免許番号も記録をせないかん。狩猟者の健康状態も記録をしなければいけない。もちろん狩猟した日時、場所、天候等も記録をして、狩猟方法、それからくくりわなにかかった場合だったら、そのくくりわなにかかった部位、それからとめ刺しの部位、そういうのも記録をしてこないかんということです。あと、損傷の有無とか、部位を書かないかん。あと推定年齢、性別及び推定体重、放血の有無、方法、場所及び対応の異常の有無、内臓摘出の有無、方法、場所、内臓、臭気の異常の有無、運搬時の冷却の有無、冷却開始時刻及び冷却方法、放血時から食肉処理施設に搬入されるまでかかった時間、こういうのを事細かに記録をしていかなければいけないということです。

あと、食肉にする場合ですけども、食肉で経済的に流通させるのであれば、肉質を一定にしておかなければいけません。ということは、肉が、きょうは成獣だけど、あしたのが幼獣であったということはできませんので、ある程度、供給量をストックしておく必要もございまして、安定しておかなければいけないということです。

あと、今、鳥獣被害のほうでは、4月から10月の末までが鳥獣被害でイノシシを捕獲しております。あとは香川県の場合ですと、11月15日から3月15日までずっと猟期になります。肉質としては、夏と冬とどっちがいいかというのもございまして、恐らく猟期のほうが肉質的にはよろしいのではないかなとは考えますので、夏場、もし箱わななりでとりまして、そこでとめ刺しをして解体処理場まで持ってきますと、肉が相当劣化しておりますので、食用に適当なものかどうかというのは、その場で見きわめなければいけないことであろうかと思っておりますので、なかなかその辺、食品衛生の上で大変難しいことがございまして。

あと、解体するときに流血が出ると思うんですけども、その血をどうするのか。浄化槽

を使って、浄化してそのまま放出していいものか、または放出しないで、血液を燃焼させて、そこで処理をしてしまうのかということ、また燃焼させるとなると経費もかかってきますので、そういう経済的なことも考えまして検討を重ねておるところでございます。よろしくをお願いします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 課長が、今、答弁したことは、全然我々にはわからんのやけど、それやったら、課長、この間の建経の委員会で君津市へ行ってくれたらよかったんや。全部説明してくれるんで。議会も入っとる、猟友会も入っとる、県も入っとる、そういうことをここで言うたって、我々には通用せん。そういうところへ何で研修に行ってくれなんだん。行ってくれたんやったら全部説明してくれるがな。食肉する場合やったらこういうふうにする。そのために処分場だか処理場があって、夏とったって、冬とったって、ちゃんと冷蔵庫の零度で置いとったら置ける。夏は夏で加工食品にできるし、猟友会のもんやって、軽トラの後ろにつるもんつくって、かごつくって、それで生きたまま持って行ったら、そこで処分、そういうことを知らんと物言いよるんやろ。我々にそういうこと言たって通用せん。もうちょっとわかりやすい話してくれんだらいかんやろ。そういうことをやっぱり研修しに行つて、それでやっぱりするかせんか検討しますでは、我々は待てるけど、やっぱり山の辺の人とか、皆、ほかの人は待ってくれん。イノシシやって待ってくれん。きょうは大儀なけん、じつとしようかいうことではせんで、人間やったらするかもわからんけど、そこら辺のことをもうちょっとわかりやすい説明してもらわな、やっぱりそういうところへ、課長、処理場見に行つてなくて言うんはいかんわ。だから町の職員がそういうところへ一緒に行つて、いろんなことを聞いてくれたらええという。何やったら、仲南の和泉支所長行つてくれたきん、答弁してもろたらええんやけど、ほんなら担当のほうで行つてくれて、それを行けん場合は、和泉課長は、実際、行つとるきん、そういうのを産業経済課長とか担当のもんに言うてくれたんやったら、今、我々に言ったことは、知らんと言ひよるきん、やっぱり実際に見たもんやったら、わかつて物を言えるけん、我々に言う場合は、我々がわかるように説明してくれな、もう一遍、説明して。大抵はわからんこと言うやろ。

まず、できるか、できんか、それをやる予定があるか、ないか。琴平町長やって、琴平ではできんきん、まんのう町でしてくれるんやったら、うちも賛同しますとって、琴平も大賛成しとるんや。あれは簡単なもんや。実際しとるところへ行つて話を聞いてくれたら、できるはずや。するか、せんか、まずそれからじゃわ。

○関洋三議長 再答弁、高橋課長。

○合田正夫議員 検討するというのは、もう要らん。

○高橋産業経済課長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

○合田正夫議員 できるのか、できんのか、できんのやったら、できん言うてくれたら、もうやめるんやきん。

○高橋産業経済課長 先ほども申し上げましたけども、これはまんのう町だけの話でなくて、琴平町なり、丸亀市なり、周辺の市町を含めて考えなければいけないということなんで、現在の時点では検討していかなければいけないということでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 ほんなら、今のところは検討するというんでええけど、もし香川県でまんのう町より先にそういうところをつくったときには、責任をとってもら。大抵、方々の町も考えとると思うきん。琴平の町長とも、この間、話したんや。琴平の議会連でも話が出とるんや。琴平ではちょっとそういうのはできんけど、まんのう町でしてくれるんやったら話に乗ると。肉やって旅館とかあるきん、まんのう町やってゴルフ場や何や、そういうところに出したらええんや。それはやっぱり専門の部門、料理する人は料理、とりに行く者はとりに行く、殺すものは殺す、そういうのをちゃんとして、みんなが組んでせないかん。それをしてくためには、やっぱり町がそういう施設をつくってくれん限りは、できんわけや。

今後、するか、せんかだけ、ちょっとここで聞かせてもろとかないかん。それでこのあは終わるきん。町長、ひとつ答弁、副町長でもええわ。副町長が言うたんやきん、副町長。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 今、この場でやるとか、やらないとかいう即答は避けさせていただいて、十分検討させていただいて、近い将来、結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○合田正夫議員 結論を出すというんで、ほんま、イノシシは待つてくれんきん、人間は待つけど、ほじゃけん、副町長もやっぱり担当の職員とかに、今、困とるんやろ、まんのう町はそれで。困ってないんやったらかまんで。やっぱりイノシシにしたって猿にしたって困とるんやったら、今、困ったことを町民のためにしてあげるんが町とちゃうん。それをよう考えてしてもろたらええんで、これで一つ目の質問を終わる。

○関洋三議長 合田議員、1番目の質問をこれで終わります。

続いて、合田議員の2番目の質問を許可いたしますので、続けてください。

○合田正夫議員 それでは、二つ目の質問をいたします。

今後の農地対策について。私の場合は、今まで、みんな、田んぼ関係のもので言ったのと全然違う方面からちょっと話をするんで。

高齢化が進み、農業ができなくなり、管理機構に相談してもよい返事が来なくて困っている農家が大分できてきております。我が町でどのような対策を考えているのかという質問ですが、結局、管理機構に言った場合は、この田んぼはしてあげますよ、この田んぼはできませんよと、そういうところがある。農振地域とかいろいろあって、それが問題や。してくれるところはしてくれるんやけど、してくれんところの田んぼを農振除外にすると

か、転用するとか、そういうことを町として考えてくれたら、放棄地がなしになる。農振地域やったら農振除外できませんよと、大抵、産業経済課へ行ったら言われる。道もついて、ある程度あったら、農振地域であったって、田んぼができんようになったら、ほかの転用ができることを考えてあげるんが、町のあれやと思うんやけど、そういうことで町民もいろいろと、まず田んぼを、例えば、今はいかんけど、民宿みたいなんやったら、山でも畑でもどこでもできるわな、旅館とちゃうきん。今、国も民宿や、せえ言いよるわな。そないに大きな田んぼ要らんけん、民宿でもできるように農地を転用するとか、太陽光でもできるところとできんところがあるわな。ここら辺でも、農振地域でもしとるところあるわな。ほんならできんところもあるというのがおかしいこともあるんで、やっぱり町民が困ったら、こういうことをしたいんやけど、どのようにしたらええんじゃろうか、できるもんやろか、できんもんやろかいうて、やっぱりそういつて聞きに来たときは、こういう方法がありますよとか、絶対にできませんよとか、中途半端な返答するきに、みんながわかってくれへんのやろうと思う。聞きに来たら、結局、地域も農振除外ができるような、それをできるか、できんか、ちょっと町長に。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員の、今後の農地対策についての御質問にお答えいたします。

平成26年4月に香川県農地機構が発足し、まんのう町内でも多くの農地が認定農業者や担い手へと集積され、実績も上がってきております。

しかしながら、水の便が悪い、車が入らないといった理由でつくり勝手が悪い農地は借り手が見つからないのも事実であります。

今後、さらに高齢化が進むことにより、後継者不足や労力不足で、耕作はおろか維持管理もできなくなることによる耕作放棄地がふえることが予想されております。

借り手が見つからない農地、また、遊休農地対策はまんのう町だけの問題ではなく、全国的な問題のようでもあります。

なお、本町の香川県農地機構による農地中間管理事業の実績といたしましては、10月31日時点において借り受け希望が52経営体で、その内訳は集落営農法人7団体、農業法人8団体、認定農業者14人、認定就農者13人、その他10で、面積は127.5ヘクタールの希望需要となっております。

それに対して、貸し付け希望は、登録申請済みが113戸の390筆で、面積は35.1ヘクタールと、残念ながら27%ほどしか供給が追いついていないのが実情であります。

また、これらのマッチング状況では87案件の350筆で、面積は32.7ヘクタールと、93%もの高い達成率となっております。

また、集落営農組織の法人化については、現在、町内に八つの農事組合法人が誕生しており、農地の集約化が進んでおります。

今後とも、全国または県内の動向に目を配り、あらゆる対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、農地転用、農振除外につきましては、県の農業委員会とも十分相談をして、いろいろ判断をさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 町長の言うことはわからんことはないんやけど、結局、農地や山でも、基盤整備したところは絶対に家も建たんわな。ほんでも基盤整備しとるところの横の辺でもしてないところがあるわな。そういうところとか、この辺のとかで、基盤整備してないところで、農振地域で道でもあったんやったら、結局、企業を呼ぶとか、住宅地にするとか、それは町で、県へ相談せんでも、まんのう町のことを考えるのは町長やろ。県のことを考えるのは町長とちゃうやろ。まんのう町民のことを考えるんがまんのう町やろ。ほんでもまた町長とか職員やろ。ほんならやっぱり町民が困って、どないしたらいいんやろかいうんやったら、県や国や相談せんでも、まんのう町でそういうことを、勝手にしよるところようけあるやん。ところどころあるわな、それが。そういうところできて、できんところがあるきん、普通やったら、農振地域は何もできませんいうんでなしに、農振地域でもできるところがあるきに、それやったら、いよいよ田んぼもできんとか、そこの田んぼを、道でもあったら住宅にするとか、企業誘致するとか、いろいろやり方あると思うんや。それを、これから将来、町として考えていかなんたら、まんのう町はおくれをとるばかりで、放棄地がふえてくると思う。何ぼ法人しよる、認定持つというたって、みんな年がいきよるで。今から何年田んぼできるかわからんで、今、田んぼしよるもの平均年齢いうたら。ほんならやっぱり若いものために考えるんやったら、農地転用ができるようにするとか、農振除外ができるとか、都市計画地域やったら、都市計画地域つくるとか、そういうのを真剣に、やっぱり町民のことを考えてしていくんが、町長とか職員やみんな頭のええ人が考える。我々の凡人はそういうことしか考えへんねん。ほんでもやっぱりみんなのことを考えるきん、これ、言えるんであつて、もうちょっと町民のことを考えてあれしてもろて、そういうことをちょっと一遍、まんのう町で、県とか国のことでなしに、自分のところの町をようするように考える条例なり、それをつくってやったらいけると思うんやけど、それをできるか、できんか、まず。

○関洋三議長 答弁、担当課、高橋課長。

○高橋産業経済課長 合田議員さんの二つ目の質問にお答えいたします。

我々、産業経済課といたしましては、農地を守る立場でございまして、一番に農地を守っておりますんで、それは法律にのっとって守っておりますので、御理解をいただいたらと思います。

ただ、よくあるのが、田んぼの真ん中で、つくれんようになったから、どうにかしてくれということで、先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、そこは田んぼの真ん中で、全然車も入らない、トラクターも入れないというところの農地を、農地機構のほうへ相談に来られても、今度、誰に貸すかというのは大変難しくなりました、その辺一帯が農地が集約されれば、一緒に借りていただくこともできるんですけども、そういうところで難し

いのがあって、お断りしなければいけないのもございますので、御理解といただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 今の課長の答弁で、田んぼの真ん中にあつたら言いよったわな。それ、開発をするんやったら、開発する会社が道もつけてくれるし、住宅にするんやったら、住宅地にもなるんや。農地を守らないかんというのは、それは法律で決まっとるけど、町の条例をつくって、そんなもん、みんながみんな金持っとらんのに、それができるわけじゃない。そういういよいよ困った人がおつたら、田んぼを持っとったっていかんいうて、住宅地にでもしたいがいうたら、農振地域でも変われるような条例を、そこの田んぼが真ん中にあつてできひんいうたら、そこら辺の何ぼかを企業とかそういう会社の人にしてもらたら、そこら辺を住宅地にするとか、結局、農振地域、農振地域いうて、農振地域でも、ここらでも田んぼを守らないかんいうて、太陽光をようけしとるやん、その向こうの辺でも、田んぼの中へ。そういうのは許可がおりて、法律だつたらいかんねんやろ。今の課長が言うたみたいに、法律上は田んぼを守らないかん。それが結局転用とちゃうんな。農地転用して、田んぼを、そこの人の裏にでも何かをできるように、そういう条例を町として考えていくあれがあるか、それ、町長、ちょっと答弁。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

町で条例をつくって、農振除外地を何とかしてほしいという思いでございますが、私たちといたしましても、本当に困っている方には、農地から宅地にしてあげて、もっと宅地にできるところはしていてもいいんじゃないかなとは思っておりますが、上位法で農地法がございまして、町独自には勝手に農振地を除外したり、また、農地転用をすることはできません。全て県のほうの許認可がどうしても要りますので、町のほうで、よし、これやったら何とかいけるやろうということで受理した物件でありましても、県の農業委員会にかけますと、これは無理やと、できませんというようなことが返ってきております。

町としては、できるだけ町民の意向に沿うように、今後とも、最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますが、やはり上位法がありまして、町としてはどうしてもできないようなこともあると思っておりますが、今後とも、一層頑張ったいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 県のほうがいかんいうても、企業や何や呼んだところやって、もとは農地と違うん。まんのう町で企業や何やかんや来とるところ。そういうところはできとるんやろ。山とか農地やったところをして、企業が来とるとちゃうん。それができとるんやろ、今までに。できとる例があるやん、方々。田んぼとか、開発して企業が来て、ようけ工場が建つとるやん、仲南のほうへ。あれやって農地やったんとちゃうん、もとは。それをせんのやったら、企業も来れんわ、まんのう町へは。人間も来いいうたって、来れん

わな、農地転用とか農振除外ができんのやったら。そんなもん、実際にできるところあるでない、工場にしたって何にしたって。そこももとは農地とかああいうところとちゃうん。学校やって農地やったやろ。公共の場合はできるんないうん。そこまで言うてきたら、我々もそこまでも突っ込んでいくんでいうんな、町長。公共やったって、田んぼ買って学校建てとるやろ。それと一緒にちゃうん。法律があったって、やっぱりどうしても、これ、必要な思った場合は、町でちょっと考えていく。そういうのを考えてもらって、その答弁だけもらって、これで終わらなんだら、後がつかえとるきん。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

周りを見てみたら、農地に太陽光ができたり、工場ができとるじゃないかというような話もありますが、それはあくまでも県の農地法に適した場所であったから、それができたということでありまして、やはりできないというような条件の場所には、まんのう町独自でそれをやるということはちょっと難しいと思いますが、町としては住民の利益のために最大限努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○合田正夫議員 これで終わって、よろしく願います。

○関洋三議長 ちょっと一旦座ってください。

それでは、2番目の合田議員の質問を終わりにして、最後になりますが、合田議員、3番目の質問を早速許可いたします。

○合田正夫議員 3番目、ひとり暮らしの高齢者の自宅支援サービスの充実についてということで、ひとり暮らしの高齢化がまんのう町で大分人口がふえてきて、介護をもらえないとか、支援はくれるんやけど、高齢者になってひとり暮らしはやっぱりいろいろと考えがあってえらいんで、常にさまざまな問題を感じながら生活をしていると思います。

それで、高齢者になって、ひとり暮らしでおって、要支援は受けられるんやけど、介護まではいかんと。要支援いうたら1と2やわな。1やったら週に1回はデイサービスに行けると。要支援2になったら、週に2回行ける。

それで高齢者のひとり暮らしといたら、高齢化して行って、そういう人はやっぱり施設に行きとうないん。入りとうないん。あくまでも自分のところの家でおって、デイサービスに行ったり何やかんやするのを、要支援の場合やったら週に1回か2回。それをせめて普通の丈夫なもんでも、ああいう施設に入った人がおるんやったら、そういうえらい人の場合は、2日行けるところを3日にしてくれたら、1日置きに風呂に、自分のところはたいて入れんきんな、危ないきん、そういう人もおるきに、そういう人が行けるように、1日でもふやしてあげる、そういう年寄りに金を使うのは悪いことでない思うんやけど、そういうことを支援してあげるんが町の役目やろ思うんやけど、家庭で家族がおったら、年寄りも大事にしてくれる。ほんまに1人だけでおったら、いろんな不安があって、病気にならんでもなるわな。なったり何やかんやして、ほんでも昔の年寄りは辛抱しとるきん。大抵、そういう高齢者になったら介護は受けれると思うんやけど、そういう人の場合、町

の場合は認定とかなんかができんいうて、ほいじゃけん、やっぱりそういう人を把握して、この人やったらこういうふうにしてあげたらええなという、みんながみんなはいかんけど、そういう高齢者のひとり暮らしというのは何人ぐらいおるか、ちょっと。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの、ひとり暮らし高齢者の在宅支援サービスの充実についての御質問にお答えいたします。

町社会福祉協議会によります昨年度の在宅福祉実態調査では、ひとり暮らし高齢者が596人、65歳以上高齢者人口比9.2%、高齢者世帯では869人、13.4%、ひとり暮らしと高齢者世帯の合計では1,465人、22.7%となっております。世帯数では1,030世帯、全世帯比13.9%となっております。

山間部等においては高齢者世帯の比率がより高くなっており、集落機能の維持が喫緊の課題となるとともに、買い物等日常生活における支援や見守りへの対策が急がれております。
(三好勝利議員退席 午後3時52分)

さて、議員より、常にさまざまな不安や不便を感じながら生活をしているとの御指摘がありました。ひとり暮らし高齢者が抱える日常生活での不安といたしまして、まず、疾病に加え身体機能、認知機能の低下に伴う日常生活の継続、最期に至るみとり、家庭経済では、生活費を年金に頼る所得基盤の脆弱性、医療費に加え健康保険等の社会保険料の負担、また、住宅、農地等財産の維持管理、このほか家族や親族関係、そして集落行事への参加や近所づき合い等が上げられます。この中でもひとり暮らしにとって最期に至るまでのみとりは深刻なものとなっております。

次に、日常生活で特に不便とされるものは、通院や買い物といった日常の移動手段、日々の生活の場である住宅が上げられます。

さて、要介護と認定されない者にも在宅生活の質の向上と経済的負担の軽減を図るため、要介護と認定された者と同様の支援サービスを受けることができるよう独自に見直しを行ってはどうかとの御質問でございますが、介護保険制度では、加齢に伴ってさまざまな要因で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護を要する方について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度でございます。
(三好勝利議員着席 午後3時54分)

介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について市町村の認定を受けなければならないとされています。

このことから、介護認定を受けないで介護給付、介護予防給付に係るサービスは受けることができません。町では介護認定を受けていない方が利用することができるサービスといたしまして、給食サービス、緊急通報装置の貸与、電磁調理器や火災報知機等の購入助成、寝具類等の洗濯乾燥サービス、生きがいデイサービス等がございます。これらサービスの利用には、一定の条件とともに一部負担金が必要なサービスもございます。

また、団塊の世代と言われる方々が10年後の2025年には後期高齢者となり、今以

上に介護サービス需要が増大することが確実となる中で、高齢になっても、住みなれた地域で自分らしい生活が安心して続けられる地域づくりが求められております。

このことから、地域包括ケアシステムの構築とともに、地域で支え合う日常生活支援体制を整備し、介護サービスを含め高齢者福祉の充実を図りたいと考えております。

議員御指摘の、介護認定を受けていない方で介護サービスを必要とされる方につきましては、地域包括支援センターに御相談いただくようお願いいたしますとともに、日常生活での不安や心配事がある方については、地区民生委員・児童委員の訪問や、町社会福祉協議会の相談窓口を御利用いただきますよう御案内申し上げます、御理解をいただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 今、町長の答弁で、包括支援センターとか地域の民生委員とか、そういう人に相談しても、なかなか来てくれんとか、そういう話も時々聞く。そういう人は、みんなに言うたら、昔の人やったら、ふが悪いとか何やかんや、実際なことは言わんと、ほんまに困ったって言わん人もおるし、いろいろ支援の人に来てもろて、そういう話があったら、そういう人にはなるべく支援をしてくれるように、町のほうからしてももらええんで、どこっちゃ悪ないいう人は誰っちゃおらんき、要支援であっても、要介護並みのサービスを受けられるようなことを、町として今から考えていただきたいと。ええ人の場合はしゃあない。やっぱり悪い人もおるきん、おっても辛抱しとる人もおるきに、そこらを把握して、支援センターのほうでまた考えてももらええんで、もうそろそろやめないかんで。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたしたいと思えます。

今現在では、認定を受けていただいて、要介護とか要支援とかいろいろありますが、その認定の度合いに応じて、町といたしましてもサービスをしておるところでありまして、先ほども申し上げましたように、介護認定を受けてない方でも、給食サービスとか寝具類の洗濯サービスとか生きがいデイサービス等は町としても利用していただけるように努めております。

また、それ以外にも、包括支援センター、民生児童委員の方に相談してもなかなか相談に乗ってもらえないということであれば、町のほうへ直接来ていただくか何かしていただければ、できるだけの便宜を図っていきたい、このように思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 結局、介護認定を受けるいうたら、何カ月にも一遍とかいうんがあるやろ。福祉課長がよう知つとるのに、福祉課長は一つも答弁してくれてない。さっぱりわからんので、やっぱりそういう人の分で、多分2カ月か3カ月に、ケアマネさんみたいな人がいて、話しよる。ほんなら、今度、何カ月後にはそういう認定するときがあるとか、結

局、介護を受けないかんいうた場合、医者診断書をもろてきたら間違いないということやな。そこら辺のことがちょっとわからんので、説明お願いします。

○関洋三議長 再答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 失礼いたします。合田議員さんの質問にお答えします。

介護認定制度について若干説明をさせていただきます。

介護が必要とされる方につきましては、まず包括支援センターのほうへ申請していただくということになります。それまでの過程といたしまして、地域の民生委員さんの情報がありますとか、私ども課でやっております事業で、ひとり暮らし高齢者の訪問事業がございます。こういう事業を利用いただきまして、申請につなげるケースが多々ございます。

そういう中で、まず申請をいただきまして、私どもの職員が認定調査に参ります。調査事項で、第1次審査ということで判定をさせていただきます。その後、医者の意見書をつけまして、介護認定の審査会にかけます。その後、介護度が、先ほど合田議員さんおっしゃってありました要支援の1・2、介護の1から5という区分に仕分けされます。それに応じまして、今度は介護専門支援員・ケアマネがその方に合ったケアプランを立てます。その中で、先ほど合田議員さんの御発言にもありましたように、要支援であれば入浴が1回、要支援2であれば2回とか、それぞれその方に合ったサービスのプランを立てますが、上限が決められておりますので、十分満足といいますか、難しい部分がございます。これもやはり負担とサービスの兼ね合いでございますので、現在、制度の中でいろいろ運用しておるといってございます。

もう一つは、今現在、介護制度の中で、介護認定を要します介護給付、介護予防給付という全国一律の基準に基づく制度が介護給付の中心でございますが、27年度4月から介護法も改正されまして、地域の実情に合った地域の制度、取り組みを支援するということが、地域支援制度というのが始まりました。まんのう町では29年4月からスタートということで、現在、準備を進めております。

その中で、現在、これも法律の中の言葉になるんですが、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業について取り組んでございます。現在、推進会議を立ち上げまして、9月、10月と2回ほど会議をいたしてございまして、今後、それぞれの専門の部会を開催いたしまして、合田議員さんの御質問にありましたような地域の介護需要を十分調査して、現在のサービス、これからのサービスを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 それとちょっと忘れとった。生活保護をまんのう町でもらいよる人がおるわな。何人ぐらいおるんか、それと、そういう人にはどれぐらいの金額を払いよるかわかる。わかったら、ちょっと聞いておきたいんで。

○関洋三議長 答弁、担当課、川田課長。

○川田福祉保険課長 手元に資料を持ち合わせてございませんが、昨年の教育民生委員

会に生活保護の世帯数を報告してございますので、後ほど、それをまたお知らせしたらと思います。

それから、生活保護費につきましては、それぞれの生活の状態に応じまして保護費が決定されますので、一律に幾らということにはなりません。それぞれの皆様の生活に応じてということになってございます。

各地域ごとの基準がございまして、その辺で変わってまいります。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、合田議員。

○合田正夫議員 本当に困った人がおったら、役場に来たり、ケアマネさんが来たときには相談に乗ってもらって、できることがあったら、できるだけ年寄りも今までえらい目して生きてきとるんやきん、ちっとでも町のほうでサービスできるようにお願いして、これで一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 以上で、議席番号4番、合田正夫君の発言は全て終了しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

なお、次回会議の再開は、12月9日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日の会議は、これにて延会いたします。

延会 午後4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員